

広橋兼秀の有職研究

中世貴族社会における「揚名介」認識の一例として

渡辺 滋

Research on Katsuhide Hirohashi : As an Example of the Recognition of "Yomei No Suke" on Aristocratic Society during the Middle Ages

Watanabe Shigeru

はじめに

- ① 広橋兼秀による朝儀研究（十六世紀）
 - ② 広橋兼秀と一条兼良『魚秘抄』
 - ③ 中世諸家における揚名介解釈（十四～十五世紀）
 - ④ 三条西家における「揚名介」研究（十五～十六世紀）
- おわりに

【論文要旨】

古代社会で発生した揚名官職（肩書だけで権限・給与が与えられない官職）をめぐっては、有職学（儀式・官職などに関する先例研究）の一環として、また『源氏物語』に見える「揚名介」の実態をめぐって、前近代社会のなかで長期に渡り様々な人々による検討がなされてきた。ところが先行研究では、一部の上級貴族をめぐる個別的・断片的な事例を除き、その展開過程について十分な分析がなされないまま放置されている。そこで本稿では、関連資料が豊富に現存する広橋家の事例を中心として、中世貴族社会における関連研究の展開を説明した。

具体的に取上げたのは、おもに広橋兼秀（一五〇六～一五六七）による諸研究である。国立歴史民俗博物館に所蔵される広橋家旧蔵本から、兼秀によって作成された関連資料を検出・分析することで、従来未解明だった広橋家における情報蓄積や研究展開の諸過程を解明した。その結果、彼の集積した諸情報は家伝のものだけでなく、

周辺の諸家からもたらされたものも少なくないことが判明した。

そこで中世の広橋家における有職研究の過程で蓄積された情報や、それに基づく研究成果を相対化するため、同家の周辺に位置する一条家・三条西家などにおける研究の展開も検討した。このように中世貴族社会における関連研究の展開過程も分析した結果、諸家における研究が相互に有機的関連を持っていたことや、とくに広橋兼秀の場合、一条家における研究成果から大きな影響を受けていた実態が判明した。

以上のような展開のすえ、最終的に近世の後水尾上皇などへと発展的に継承される解釈が、基本的には中世社会のこうした営みのなかで形成されたことが確認された。

【キーワード】 広橋兼秀、広橋家、揚名介、魚秘抄、一条兼良

はじめに

かつて古代の律令国家によって設定された官職の多くは、中世的な新秩序が形成される過程で消え去ってしまう。ところが形骸化した肩書きの一部が、本来の職権や特典を失いつつも、社会的身分呼称として新たな役割を担う現象も生じる。平安中期に生じたその種の肩書きは、当初「揚名〇〇」と称された⁽¹⁾。この揚名官職は、中・近世の武家官位・受領官途などの端緒に位置する制度で、前近代社会における主要な身分秩序の一つといえる。ところが平安後期のうちに「揚名」という呼称自体が失われたことで、実際はその後の日本社会において長らく運用され続けながらもかわらず、制度の連続性は認識されなくなってしまう。その結果、中世社会における秘説を尊ぶ心性もあいまって、たとえば「揚名介」(『源氏物語』夕顔巻)に関する追検証もできない多様な言説が流布するなど、事態は時を追うほどに混乱していった。

こうした状況に対し、古代における揚名官職の実態を具体的な根拠に基づいて検証しようとしたのが、中世の公家たちである。たとえば河内方に代表される『源氏物語』注釈家など比べ、とくに中世後期の公家たちの手になる揚名官職に関する研究は典拠史料の質量という点で、あるいは合理的な思考に基づく点で、圧倒的に優れたものであった。ところが当時蓄積された膨大な関連研究の成果は、一部の個別的な事例を除き、十分に分析されないまま過ごされている⁽²⁾。本稿で中世の公家社会における関連研究を総体的に分析したのも、一つにはそうした研究の現状を念頭に置いたからである。

もう一つ注目すべきは、関連研究が本格化した社会的背景である。たとえば本稿で主な検討対象とする広橋兼秀の活躍時期は、応仁の乱による混乱で朝廷の権威が低下し各種の儀礼も十分に行われなくなった頃で

ある。このような状況下、同時期の公家社会で朝儀・文芸復興の気運が高まっていたことは、すでに先学によって詳しく検討されている⁽³⁾。兼秀の研究も、そうした大きな動向のなかに位置付けられるべき現象といえる。先行研究では、復興の動向について三条西実隆などの著名人のみが分析されるに過ぎないが、全体像を解明するために多様な主体を対象とした検討は欠かせまい。

こうした問題意識に基づき、本稿ではこれまで全く検討されていなかった広橋兼秀による「揚名介」関連研究を分析したうえで、その前段階に当たる諸研究や、兼秀と同時期の三条西家における研究成果なども検討し、中世公家社会における関連研究の展開過程を解明する。そして最終的には、成果が近世へ継承されていく見通しまでを述べていきたい。

① 広橋兼秀による朝儀研究(十六世紀)

ここで取り上げるのは、藤原北家日野流の広橋兼秀(一五〇六～一五六七)による研究である。兼秀は准大臣守光の息子で、弁官・蔵人・納言などを経て、弘治三年(一五五七)に広橋家の人物としてはじめて内大臣に至り、最終的には「広橋内府入道、於多聞城」去五日被⁽⁴⁾薨云々(『言継卿記』永祿十年(一五六七)八月八日条)とあるように、多聞山城(大和国)で松永久秀(一五一〇～一五七七)の庇護の元、死去している⁽⁴⁾。彼は、若年時から朝儀研究を熱心に進めていた。まず蔵人となった際は、のちに現存写本の共通祖本となる『職事補任』(大永二年奥書本)を書写し、弁官としての職務を遂行する過程では、前例を整理して『弁官至要抄』⁽⁵⁾を著述している。こうした職務の関連事項に止まらず、彼の研究は朝儀全般に及んでいた。たとえば現行本(成立当初の形態を残す異本『公卿補任』とは違う現在の通行本)の共通祖本にあたる『公卿補任』は、兼秀が様々な所から発見・整理した残闕本を山科言継(一五〇七～

一五七九)らが転写したものである。⁽⁶⁾このほか、『後光厳天皇宸記』の現存する二巻のうちの一巻や、統群書類従本『橋氏系図』(統群書類従巻一〇八)など、いずれも兼秀本が祖本となっている。彼の収集本の多くはすでに失われているが、⁽⁸⁾古代・中世の諸典籍が伝来する過程で重要な役割を果たしていたこと自体は間違いない。彼が広橋家の人物として過分な待遇を得たのは、こうした朝儀研究が評価された側面も大きかったと考えてよい。⁽⁹⁾

○広橋兼秀の略年譜(公卿補任・尊卑分脈による)

年号	西暦	官位	官職1	官職2	備考・官職3	年齢
永正三年	一五〇六				誕生	一
永正一四年	一五一七	従五位上	侍従		元服・昇殿	一二
永正一八年	一五二一	正五位上	蔵人(後柏原)			一六
大永二年	一五二二			右少弁		一七
大永四年	一五二四			権左少弁		一九
大永五年	一五二五			右中弁		二〇
大永六年	一五二六		蔵人(後奈良)	昇殿		二一
享禄二年	一五二九	従四位上		左中弁	造興福寺長官	二四
享禄三年	一五三〇	正四位上	蔵人頭		修理左宮城使	二五
天文四年	一五三五	従三位	参議	右大弁		三〇
天文五年	一五三六		権中納言	納言就任で弁官は去任		三一
天文六年	一五三七	正三位				三二
天文九年	一五四〇	従二位				三五
天文十一年	一五四二	正二位	権大納言			三七
天文十五年	一五四六			兵部卿		四一
天文二十年	一五五一	従一位				四六
天文二十二年	一五五三		大納言			四八
天文二十三年	一五五四				辞大納言	四九
弘治三年	一五五七	正二位(※)	内大臣		出家	五二
永禄十年	一五六七				薨去	六二

(※)正二位に逆退した時期は史料によって異なるが、ここでは「公卿補任」に従う。

本稿で扱う「揚名介」に関する研究も、そうした朝儀研究の一環である。ただし広橋家において、兼秀以前、この問題に関して本格的な研究は行われていなかったらしい。というのも成果そのものが現存しないこ

とに加え、兼秀の著作が引用する先行研究のなかにも、それらしいものが見いだせないのである。そのため彼が実際の研究を進めるに当たっては、関連資料の収集一つからして、作業にかなりの困難を伴ったであろう。具体的に彼の研究の展開過程を検討する場合、彼の日記は自筆本が大永五年(一五二五)正月・同年十月・大永六年二月・天文十五年(一五四六)十月十二月の分だけ伝来し、それ以外は断片的な記事が現存するに止まる。そこで一切の活動状況は、兼秀自身の著作の内容から確認していく必要がある。以下、成立年代順に紹介していこう。

まず『除介秘抄』(国立歴史民俗博物館蔵H5347)⁽¹¹⁾は、外題に「除介一二七」/除介秘抄(兼秀公筆)一冊」と、内題(内表紙)に「除介以下秘極/蘭台藤原兼秀」とある。内題の肩書きから、右少弁になった大永二年(一五二二)以降、権中納言になる天文五年(一五三六)以前に成立したものと考えられる。全体の構成は、『原中最秘抄』(二丁表/三丁表)・『中家抄』(中原師弘『除目抄』)(三丁表/裏)などから揚名介に関する項目を抜き出した上で、「揚介事」(四丁表/四丁裏)として見解を整理したものである。全体の半分を占める『原中最秘抄』からの引用文は広本(逸書)本文を載せるが、『千鳥抄』所引のものと同じ体裁なので、その種の抜書から転写したのだろう。以下に、これらのうち未翻刻の「揚介事」の部分を挙げておく。

(4オ) 揚介事

山城介也。自⁽¹²⁾此国介⁽¹³⁾起也。但常陸権介・因幡介、是又勿論也。於⁽¹⁴⁾殿下御説⁽¹⁵⁾者、此両国ヲ被⁽¹⁶⁾任後二ハ又被⁽¹⁷⁾任⁽¹⁸⁾他国⁽¹⁹⁾、此三ノ外⁽²⁰⁾美作又任之(云々)。故禪光院相国抄云。予勤執筆之時、此申文出来ハ上総・下総ノ間ヲ可⁽²¹⁾任之由存候キ(云々)。後深心院殿⁽²²⁾仰云。御家門殊常陸ヲ御秘藏(云々)。申文ノ体、望⁽²³⁾揚名介⁽²⁴⁾トアラハ、必可⁽²⁵⁾任⁽²⁶⁾山城介⁽²⁷⁾也。望⁽²⁸⁾諸国揚名介⁽²⁹⁾トアラハ、常陸・因幡以下、何⁽³⁰⁾共可⁽³¹⁾任⁽³²⁾之。山城尚以任之条、不⁽³³⁾可⁽³⁴⁾有⁽³⁵⁾別儀⁽³⁶⁾(云々)。

(4ウ)

姓ハ不定。或抄ニ、源氏ノ人可レ任之（云々）。太以無^二其謂^一。以^二藤氏^一申例、殊多。其外、賀茂佐伯^{三宅}以下、有^二其例^一。能々可^二分別^一事也。正権之間不^レ定歟。■常陸者必可^レ為^二権介^一也。山城ナト可^レ任^レ正之条、易以^レ可^レ然歟。御堂殿、以^二藤原維光^一被^レ任^二常陸権介^一。

近江介為^二其内^一之由、有^二一説^一。是就^二陽明門在所^一事。近衛家門号^二陽明^一。近江ニンス也。仍有^レ例（云々）。此事非説也。不^レ可^レ用之由、後成恩寺殿仰（云々）。此介事、除目執筆極秘第一也。

冒頭の「殿下御説」の殿下とは、近衛尚通（一四七二～一五四四）・植家（一五〇三～一五六六）父子のいずれかと推定される。つぎに「禅光院相国」は、徳大寺実淳（一四四五～一五三三）のことである。ここに引く「故禅光院相国抄」と現存する『累召除目次第』とは内容的に別の抄物のようなのであるし、後述の『除秘条々』所引「禅光院相国抄」とも別物の可能性は否定できないが、実淳の著作からの引用であることは間違いない。¹³ つぎの「後深心院殿」は近衛道嗣（一三三二～一三八七）だが、どの様な経緯で入手した情報なのかはハッキリしない。なおこの部分までに挙げられた「禅光院相国」・「後深心院殿」などの談話は、おそらく「殿下」から聞いた話の一部と考えてよからう。

一方、その後ろの「或抄」とは、おそらく藤原伊行（一一三八～一一七五）『源氏釈』の「やうめいのすけは、諸国のすけ、みなものすけなり」という見解を指すものだろう。この見解は、すでに四辻善成『河海抄』が「権記云。藤原常直申^二揚名介^一（注也云々）。然者、不^レ限^二源氏人^一歟」と藤原伊行の先祖に当たる行成の日記（逸文）を引いて批判を加えている通り、成り立つまい。そして最後の段落の「後成恩寺殿仰」とは、一条兼良（一四〇二～一四八一）の談話である。情報源がハッキリしないとはいえず、ここに記された情報は揚名介に関する総合的な理解と到底見なせないもので、当時の公家社会においてすら兼良の見解が余

り広まっていけない状況の反映だろう（詳しくは後述）。このように『除秘抄』執筆当時の兼秀は、管見の諸説を断片的に列挙するのみで、結論を提示できる研究水準には到っていない。

これに続く時期に成立した『除秘』（同館H031405）¹⁴は、外題に「儀^{（本）}一一八之内」／除秘（兼秀公筆）一冊、「除秘（廉富記抜書）兼秀筆」（旧題簽か）と、内題（内表紙）に「秘（少々）／龍作藤原兼秀」とある。成立年代は、内題の肩書きから龍作（中納言）就任以降、さらに天文七年の事例も掲載されるのでそれ以降と推定される。内容は、全体で十一項からなる（藏人所出納任上官事・両官同日除任時兼字事・三合申文事・計歴申文事・殊給申文事・息子二合事・揚名介申文事・二度掾三度介事・三合申文尻付・揚名介事・揚名掾目事）。このうち三合申文事と揚名介申文事の五項目は、後述する一条兼良『魚秘抄』の抜書である。ただしこの部分で出典を明記しない一方、末尾の「揚名掾目事」では断片的な情報を挙げた箇所を出典を「一条殿御秘抄」としており、当時の兼秀は前半の情報を『魚秘抄』抜書と認識できていない。『魚秘抄』そのものを見たのではなく、出典不明の抜書として入手した情報なのだろう。ちなみに一条家関連の史料で、本書末尾に引かれる「一条殿御秘抄」のような内容のものは確認できない（揚名国司と美作国を関連づける見解は、鷹司家関連の資料に散見される程度である）。当時の兼秀が入手した情報のなかに、こうした怪しい浮説も含まれていた可能性は高いだろう。

ここでは②との重複を避け、揚名介に関連する情報のうちから「揚名介申文事」（四丁表～五丁表）を除く、追補部分（五丁表）・「揚名介事」（七丁表～七丁裏）・「揚名掾目事」（八丁表）を翻刻しておく。

近衛兼孝
関白臨時被^レ申 于^レ時執筆

正六位上藤原朝臣家風

望^二諸国揚名介^一

(二五三八)
天文七年三月五日

因幡介藤原家風(種家臨時申)

(音書)

右、陽明家門ハ、被_レ定_二其国_一。常_(常陸)因_(因幡)。仍今度有_レ思_二食子細_一、被_レ任_二因幡介_一之由仰也。或人云。後普光園院関白三ヶ度還補之時、或抄物奥書云。三関揚名介、当時無_レ詮。子細被_レ思_二食清慎公古風_一歟。

(7オ)

一、揚名介事(七丁表、七丁裏)

秘説(後成恩寺殿)〇〇〇〇、於_二因幡_一者正介也。於_二常陸_一者權介也。正權無_二差別_一、共以雖_レ無_二乃難_一、愚案於_二常陸_一必可_レ為_二權介_一歟。其謂件国有_二大守_一。然者正介者必受領也。揚名道理無_レ歟。想_二別揚名介_一者無_二年限_一。仍奏_二除目_一改任之状、除目則取_レ闕文任之連綿也。長保比、度々有_二兩廻_一。必一人任_二因幡_一、一人任_二常陸_一。因幡必正介也。常陸必權介也。

又云。円光院殿仰。山城・近江・美作等(云々)。雖_レ然、近江・美作等任何例、不_レ得_二所見_一。若偽仰歟。如何。於_二近江_一有_二一説_一。

(7ウ)

近衛当_二于陽明門_一。仍揚名、近江(云々)。如何。元徳之春、件申文出来。執筆中園相国、任_二山城權介_一。然光明照院殿、可_レ為_二正介_一之由、以外御難(云々)。然(尔)貞和度此申文、藤原良清被_レ任_二山城權介_一。執筆、後普光園撰政(于_レ時右大臣)。然者父公仰、忽以相違。元徳雖_レ偽被_レ仰歟、若又口伝不_二相受_一之歟。之由、見_二御秘抄_一。後円光院仰云。正權共以無_レ難(云々)。中園相国抄云。山城者、不_二赴任_一之者、尤有_二其謂_一(云々)。申文所_レ明_二諸国字_一、望_二申揚名介_一之時、大略可_レ任_二山城_一事歟。然(尔)先例任_二常陸_一因幡_一。又勿論候也。為_(藤原)房卿記云。内給無_二所望人_一。仍書_二上揚名_一(云々)。以_レ不_レ〇之事也。

一 揚名掾目事(八丁表)

於_二一条殿御秘抄_一引見、先例任_二美作_一(云々)。或抄云。任_二上野

掾_一、又有_二先例_一(云々)。

このうち「揚名介申文事」への追補部分では、本体部分(省略)への補足として、天文七年の梶召除目で関白近衛種家(一五〇二―一五六六)から提出された揚名介申文を掲載し、近衛家の家伝によって因幡介に任命されたことも注記している。ついで「揚名介事」の部分では、冒頭で「後成恩寺殿」(二条兼良)の見解を掲げたいえ、「円光院殿」(鷹司基忠、一二四七―一三三三)が二条家内でも「光明照院殿」(二条兼基、一二六七―一三三四)と「後普光園撰政」(二条良基、一三二〇―一三八八)とでは作法が異なつたと指摘していたことを述べる。続けて「後円光院」(鷹司冬教、一三〇五―一三三七)の見解を挙げるなど、全体として五撰家のうちでも鷹司家からの情報を中心に叙述している。また加えて「中園相国抄」・「為房卿記」などの関連記事も掲げている。「中園相国抄」は洞院公賢(一二九一―一三六〇)の著作だろうが、「魚魯愚抄」にこの種の結論は見えず、「魚書秘伝別抄」にも山城国に限定するような説明はなく、これらとは別の著作と考えられる。なお『為房卿記』として掲げる取意文の出典は、『江記』寛治元年(一〇八七)正月二十三日条(逸文)の誤りであろう⁽¹⁶⁾。この他、「揚名掾目事」では、「一条殿御秘抄」(典拠不明)・「要略」(政事要略)などから、介だけでなく掾・目などの事例までも掲出する。このように「除秘」の記載からは、兼秀が他家に蓄積された情報を少しづつ入手・整理することで、揚名介の実態に迫るための分析作業を進めていたと判明する。

さて兼秀による揚名介研究の最後の成果は、『除秘条々』(同館H-81-486)に見える。本書は、外題に「叙九三ノ内」/「除秘条々」完(兼秀公筆)巻と、内題(内表紙)に「除秘条々/亜槐藤原兼秀」とある。つまり、亜槐(この場合は権大納言)となつた同十一年(一五四二)以降の成立と考えられる。まず前半(六丁裏以前)では、計歴・本貫・任国などに關するしきたりが列挙され、最後に「右抄者、禪光院相国抄也。

以「後法成寺禪閣染筆、於「灯下」馳筆（云々）／重槐藤原兼秀」（六丁裏）と記されるので、徳大寺実淳の手になる除目書を近衛尚通から貸借・書写したという経緯が判明する。尚通の没年（一五四四年）からして、兼秀の権大納言就任当初のものであろう。⁽¹⁸⁾ 広橋家は近衛家の家礼を勤める家柄なので、主家から必要な写本を借貸できたと考えられる。

後半（六丁裏以降）では、揚名介・二度掾・三度介などに関する秘説を挙げたり（六丁裏）、中山定親『薩戒記』応永三十三年（一四二六）三月二十九日条（六丁裏）七丁表）や、中原師富『除目抄（外記方）』（七丁表）裏）から揚名介関連記事を抜き書きしている。このうち、他に翻刻のない六丁裏を挙げておこう。後村上天皇（一三二八～一三六八）の諮問に対する三条公忠（一三三五～一三八三）の注申の概略が記されている。

揚名介・二度掾・三度介等事、古来難儀歟。称「揚名介」者、遥授之人歟。号「二度掾・三度介」者、秀才事之。当家為「配分」如「此之」。右、就「南朝主上（後村上）御尋、後押少路内相府所」被「注申」也。

このほか『玉葉』安元三年（治承元年）条の抄出（八丁表）九丁表）には、末尾に「右御記、以「御正記」、令「抄出」（云々）／権大納言兼秀」（九丁表）とあり、一条房通（一五〇九～一五五六）の了解を得て同家所蔵の九条兼実自筆本『玉葉』から書写したと推定される（房通と兼秀の関係については、②を参照）。「御正記」（つまり自筆本）は、一条兼冬（一五二九～一五五四）の代まで現存していたので、これを借貸したものだろう。

なお『除秘条々』の引用する中原師富『除目抄』は、広橋家旧蔵史料のなかに『県召除目簡要抄』（同館H03084）と題する写本が現存する。奥書はないが、文字の異同等からは原本を写したと推測できるものである。師富は、兼秀の祖父兼顕の代から広橋家に入りしており（彼に関する記事は、たとえば『兼顕卿記』に散見される）、そうした過程で入手した可能性が高い。

なお『除秘条々』（七丁表）裏）に中原師富『除目抄（外記方）』から

引用されるのは、同書の第一九紙（前半）に相当する記載だけである。これは、すでに公家社会で一定の範囲に巡回していた洞院公賢『魚書秘伝別抄』や、一条兼良『魚秘抄』（後述）などにみえる情報（『除目抄』第一八・二二・二三紙に掲載）との重複を避けたためであろう。ともあれ、本書に掲載される情報を兼秀が関連研究に生かしていたこと自体は間違いないので、同書に見える関連記載はすべて翻刻しておく（以下の紙数表示は、自筆本による）。

（第一八紙）

応保二年閏二月十二日己卯。頼「私記」云。九条大相国談給曰。揚名介事、案之諸国正介歟。吉所「案也」。御堂御申文、二度有「此事」（云々）。故信西入道云。揚名介（ハ）正権之外介也。不「預」公廨（云々）（若、所見「歟」、任之外、）（虫損也）。

元久二年二月十五日癸卯。良「記」云。参「殿下」。召「御前」被「仰」雜事。揚名介事、寛弘二年正月除目、賀茂忠経・藤原維光、望「申」諸国揚名介。兩人申文二通有之。賀茂忠経任「因幡介」、除目注「忠信」。若「経」字似「信」、書誤歟。可「勘」申局本（云々）。

- 長保四年二月卅日除目
- 因幡介清原諸明
- 同五年正月卅日除目
- 因幡介藤原清胤
- 同年十二月廿日京官除目
- 因幡介三宅文政
- 同六年正月廿四日除目（七月廿日為「寛弘元年」）
- 因幡介藤原兼茂（東「三条院」申）
- 寛弘二年正月廿七日除目
- 因幡介賀茂忠経

（第一九紙前半）

三度介・二度掾事

文保元年十月廿九日、光明照院禪閣説、除目三合申文（ト）イフ事有之。三度（ノ）介（ノ）掾（ト）謂之秘之（シテ）行字（ヲ）謂也。此兩条并揚名介等、除目秘事也。揚名介（ハ）諸国介（トハ）常人知之。彼申文（ハ）何（ナントハ）人不レ知事也。同十二月三日除目執筆間事、申入東宮三度介・二度掾・揚名介等事、被下云。

三度介事

仰云。公卿二合（掾目）之上、臨時又給之介（ヲ）被レ任。謂三度介。

二度掾事

普通・二合（掾目）也。別無子細。

揚名介事

山城介事也。常人之所レ知者、諸国介召給籤符、不レ赴任国之介等、号揚名介。以山城介一号揚名介之条、秘事也。輒不レ可召給候。令有下申山城介一文之時、申揚名介（ト）可付短冊歟。

此条々為「秘事」之旨、被「仰下」之。是鷹司前関白被「授申」歟。三合申文事、関白被「参」之時、春宮有「御尋処」（サル）事之由、被「申旨被」仰下「之」。

（第二三紙後半）

応永卅三 三 廿七 県召除目始

執筆右大臣殿（兼良公）被「献」揚名介御申文 職事加「袖書」

右大臣臨時申（ト）在之。

同廿九日入眼也。件御申文（藤原国貞）被「任」常陸・介（之）

（第二三紙）

応永卅三年三月廿七日

一、執筆右大臣殿臨時給被「申」揚名介「
『揚名介事』」

被「任」常陸権介「

抑、貞和二年県召除目、後福光苑殿執筆御時、被「献」揚名介御申文、被「任」山城介「之。于」時奉行大外記師利也。

元徳三年県召除目、臨時内給、献「揚名介申文」、被「任」山城介「之。于」時奉行大外記師右朝臣也。揚名介事、先達所「知区分未」一決「歟。

但家所「口伝」、無「相違」歟。而今度「
説」歟。忽不「可」露頭「事也」（云々）。今度依「仙洞仰」葉室中納言以「奉書」、揚名介申文被「献」年々并被「任」国等、可「注進」由、被「仰」

局務外史「（云々）」。

このうち、まず第一八紙では『清原頼業記』・『清原良業記』など院政期く鎌倉前期にかけての清原家の家記から、揚名介関連の記事を抜き出している。同内容のものは『魚書秘伝別抄』を始めとする他の史料にも引かれているが、これは中世に流布していた段階の原形（折紙）を留めている点で貴重な写といえる。ついで第一九紙前半は、冒頭に光明照院（二条兼基、一二六八〜一三三四）説を引いたうえで、後半に即位直前の尊治親王（後醍醐天皇）が鷹司前関白（冬平、一二七五〜一三三七）から聞いたらしい揚名介の解釈を載せる。さいごに第二二紙後半から第二三紙にかけては、応永三十三年（一四二六）の県召除目で一条兼良が揚名介申文を提出したことや、関連する貞和二年（後福光園院）二条良基・元徳三年などの先例を列挙する（これらについては④を参照）。

このように断片的な内容だが、関連史料を網羅している点は貴重であり、本書は兼秀が研究を進めるうえで役に立ったと考えられる。そして以上のような諸研究を前提として、最終的に入手したのが、前述の『魚秘抄』である。つぎに、この典籍を詳しく見ていこう。

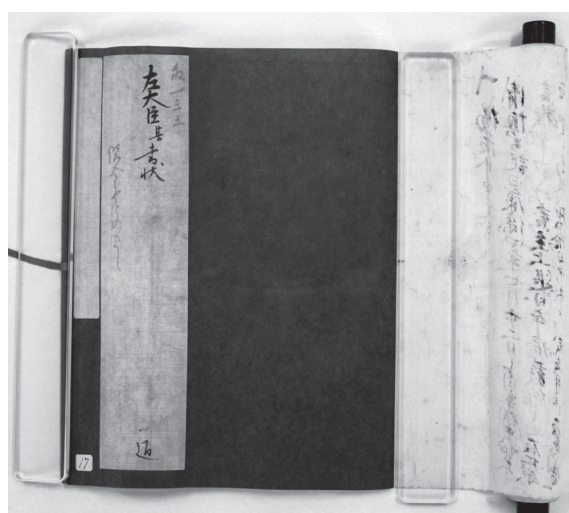
② 広橋兼秀と一条兼良『魚秘抄』

広橋家旧蔵史料のなかで、最も高度な関連情報を掲載するのが、「魚秘抄・源語秘訣抜書」である。⁽²⁴⁾この抜書は「左大臣」から「広橋大納言殿」宛に提供されたものだが、「後成恩寺殿下御所意」を「当家深秘」と主張するところから（奥書）、差出人は一条家当主と推定される。そこで兼良（一四〇二～一四八二）以降の一条家当主が左大臣で、広橋家当主が大納言の時期をみると、天文十一年（一五四二）閏三月～同十五年正月の間に一条房通（左大臣）から広橋兼秀（権大納言）に宛てて提供されたものと分かる。一条家は、有職研究の権威として中世の公家社会を睥睨する存在だった。とくに歴代当主のうち兼良は、『江次第抄』・『桃華薬葉』・『公事根源』を著すなど、古典・有職研究の大家と見なされていた。ここで兼秀に情報提供した一条房通は兼良の曾孫に当たる人物で、土佐一条家から養子に入り、すでに内大臣・右大臣を歴任し、こののち関白まで至っている。

この抜書のおおまかな内容は、除目の秘事について一条兼良の手になる二種の「御抄」から関連記事を抜書したものである。兼秀が大納言に昇進した機会に、これまでの研究で解決し得なかつた疑問を一条房通（一五〇九～一五五六）へぶつけ、彼の質問に対する房通からの返答が本抜書と推定される。質問の具体的内容は定かでないが、要求の核心は抜書からも分かるとおり、一条兼良による揚名介研究の成果開示であったに違いない。かつて兼秀が権中納言時代に執筆した『除秘』では、出典も認識できないまま『魚秘抄』の抜粋を掲載したり、「一殿殿御秘抄」（揚名掾目事）と称する情報を断片的に紹介するに止まっていた。つまり兼秀は一家に高度な揚名介に関する情報が秘蔵されていることは想像しつつも、その具体的内容となると断片しか目に出来ない状況にあったのである。

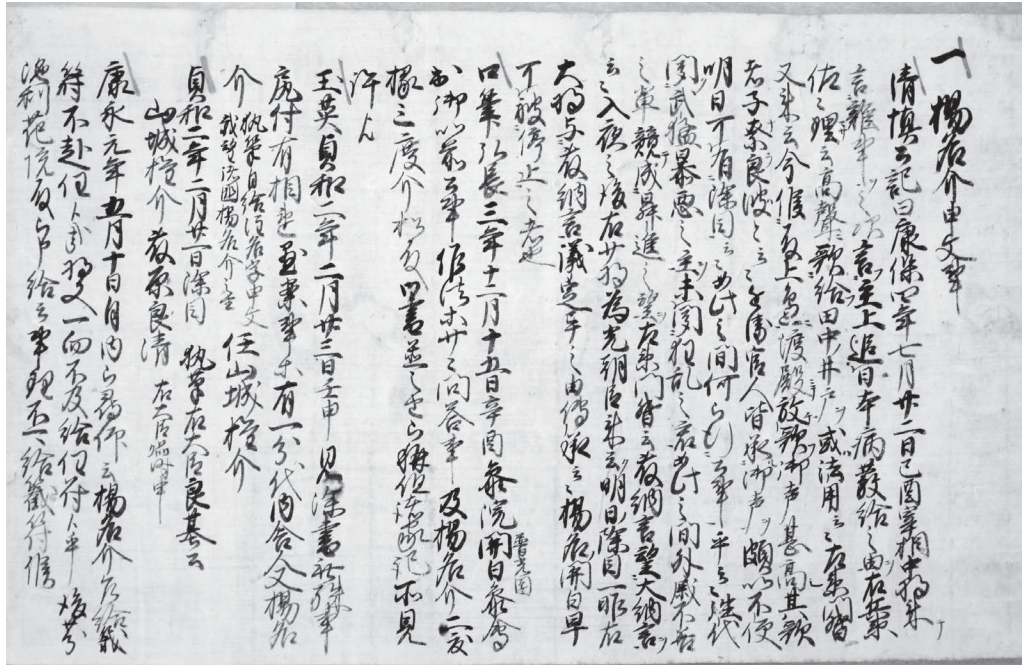
さて、一条家で秘書とされた「御抄」から、なかでも格別の秘事と見なされた揚名国司に関連する記事を、当時の当主が自ら書写し兼秀に送付した理由はどこにあるのか。抜書の末尾で「此段当家深秘也。雖^レ然、御所望依^レ難^ニ黙止^一、并^ニ計歴・殊給等申文事^一、注之所^レ遣也」と記しているところによれば、兼秀の懸命な姿勢に感じ入った房通が秘事を漏らしたという経緯は判明する。一条房通が家蔵の九条兼実自筆本『玉葉』を、大納言時代の兼秀に筆写させていたことも前述した通りである⁽¹⁾。こうした対応からは、一条房通が兼秀の有職研究へかなり好意的な協力をしてきた状況が伺える。

当時の両家の間に密接な関係があったことは、一条房通が嫡子兼冬（一二五二～一五五四）の正室として広橋兼秀娘を迎えていることから分かる。正確な婚姻時期は不明だが、兼冬の年齢から考えて一五四〇年代中頃のことだろう。つまり婚姻とほぼ同時期に房通が兼秀に家伝の秘書の内容を漏らした行為を、単なる個人的好意の発露とは見なせない。



おそらく房通は、広橋家（近衛家の家礼）を自家の勢力圏に引き込もうとしていたのである。近世の家礼関係を参考にすれば、最終的に房通の工作は実を結ばなかつた可能性も否定はできないが、主家の所蔵する典籍類の利用は家礼の特権である⁽²⁶⁾ことを念頭に置けば、少なくともこの時期の

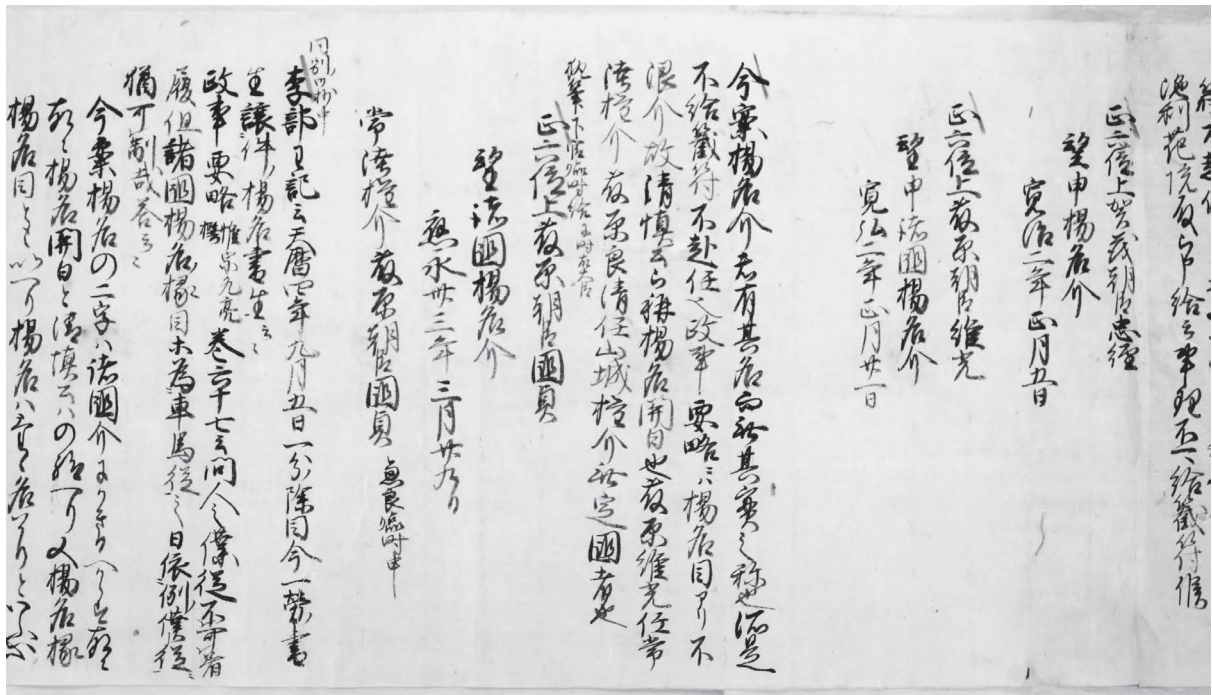
広橋家が一条家と密接に結びついていたことは間違いない。もし兼冬が長生して広橋家出身の正室との間に嫡子を生んでいれば、房通のもくろみは実現したはずである（残念ながら兼冬は早世し、この兼秀の娘は松永久秀に再嫁したのであるが）。



さて以下に抜書本文を翻刻するが、原本の『清慎公記』・『吏部王記』・『政事要略』を引用する部分に付されたルビ・返点に関しては正確な翻刻に留意し、一切の私見は加えていない。また葉室本『魚秘抄』（後述）と比較して、字句の異同を〔 〕として示した。

(1) 揚名介申文事

清慎公記云。康保四年七月廿二日己酉。宰相中将来マ、言ニ雜事ラ一之次、言フニ主上追レ日本病発給之由ヲ。左兵衛佐々理云。高声ニ歌ニ給フ田中ノ井戸ヲ、或ハ法用ニ云々。左衛門督、又来云。今日候ニ殿上辺ニ渡殿ニテ歌フ御声、甚高シ。其歌者、子奈良波ト云々。近衛官人皆承ルニ御声ヲ、頗以不便。明日可レ有ニ除目ニ云々。如此之間、何被レ行ニ公事ニ乎云々。往代聞クニ武猛・暴悪之主ヲ、未レ聞ニ狂乱之君ニ如レ此之間、外戚・不善之輩、競テ成ニ昇進之望ヲ。左衛門督云。藤納言望ニ大納言ヲ云々。入夜之後、右少將為光朝臣来云。明日ノ除目、一昨右大将与ニ藤納言ニ議定畢之由、伝承云々。揚名ノ関白、早可レ被ニ停止ニ之者也。口筆、弘長三年十二月十五日辛酉。参レ院、関白参會。出御以前、公事作法等、少々問答。事及ニ揚名介・二度掾・三度介。松殿御書置之由被レ称。但諸家記所レ見許歟。玉英、貞和二年二月廿三日壬申。見ニ除書、無ニ殊事。尻付有レ相ニ違兼案事等。有ニ一分代内舍人。又揚名介ノ執筆自給注名字申文、載レ望ニ諸国揚名介ニ之由上、任ニ山城権介。貞和二年二月廿一日。除目。執筆右大臣良基公。山城権介藤原良清（右大臣臨時申）康永元年五月十日。自レ内被ニ尋仰ニ云。揚名介ノ下レ給ニ籤符一不赴任候哉。将又、一向不レ及レ給ニ任符一候乎。後芬陀利花院殿、被レ申給云。事理不レ可レ給ニ籤符一候。



正六位上藤原朝臣忠経
望中揚名介
寛弘二年正月五日

正六位上藤原朝臣維光
望中諸国揚名介
寛弘二年正月廿一日

正六位上藤原朝臣國貞
望中諸国揚名介
寛弘二年正月廿一日

今案揚名介者有甚名白其甚者之稱也。依是不給籤符不赴任。政事要略云揚名目アリ不
限介政清慎公云稱揚名用也。有系維光任常
陸權介有系良清任山城權介正定國者也。
正六位上藤原朝臣國貞

望中諸国揚名介
正六位上藤原朝臣國貞
寛永卅三年三月廿九日

李部日記云天曆四年九月五日一分除目今一勞書
政事要略惟宗允亮卷六十七云同人僕從不可著
履但諸国揚名掾目未為車馬從。日依例僕從
不可制哉。答云々。
今案揚名の二字ハ諸国介よりきりて之を
取揚名用白と清慎公ハの給へり又揚名掾
揚名目と云々揚名ハ之を在りて云々

(2) 正六位上賀茂朝臣忠経

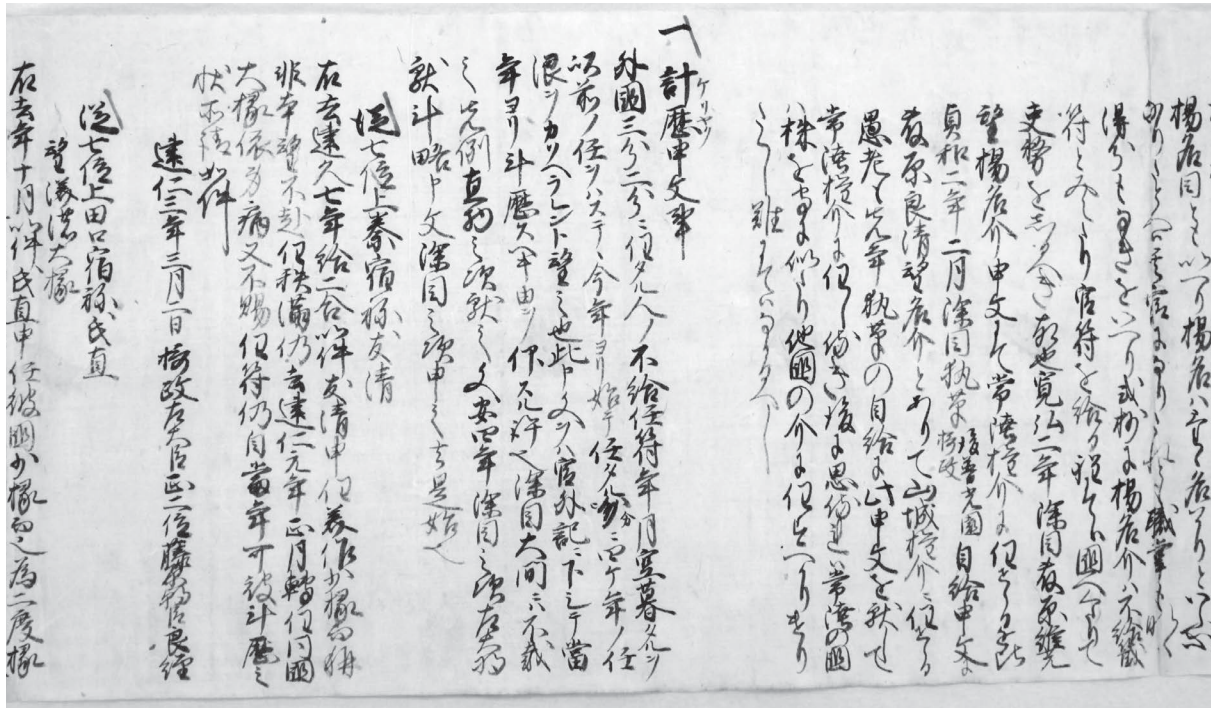
望中揚名介
寛治二年正月五日

正六位上藤原朝臣維光
望中諸国揚名介
寛弘二年正月廿一日

今案、揚名介者、有_二其名_一而無_二其美_一之稱也。依_レ是不_レ給_二籤符_一、
不_二赴任_一也。政事要略(二八)揚名目アリ。不_レ限_レ介。故清慎公、被_レ
稱_二揚名関白_一也。藤原維光、任_二常陸權介_一。藤原良清、任_二山城權介_一。
無_二定国_一者也。

〈執筆下官臨時給(于_レ時右大臣)〉
正六位上藤原朝臣國貞
望中諸国揚名介
(一四二六)
寛永卅三年三月廿九日

常陸權介藤原朝臣國貞(兼良臨時中)
〈同別ノ御抄中〉
李部日記云。天曆四年九月五日。一分ノ除目。今一勞ノ書生、讓_二件ノ揚
名書生_一(云々)。
政事要略(惟宗允亮撰)卷六十七云。問。人之僕從、不_レ可_レ著_レ履。但
諸国揚名ノ掾・目等、為_二車馬從_一之日、依_二例僕從_一、猶可_レ制哉。答
云々)。
今案、揚名の二字ハ、諸国介にかきるへからず。故_二、故_二揚名関
白と清慎公ハの給へり。又、揚名掾・揚名目ともいへり。揚名ハた、



揚名同... 職掌もな
り。官符を給る程にてハ、国へ下りて吏務をしるへき故也。寛弘二
年除目、藤原維光望^三揚名介^一申文にて、常陸権介に任せらる。近
比、貞和二年二月除目、執筆^二後普光園撰政^三自給申文に、藤原良
清望^一陽名介^一とありて、山城権介に任せらる。愚老も先年執筆の
自給に、此申文を献して、常陸権介に任し侍き。後に思侍れハ、常
陸の国ハ株を守に似たり。他国の介に任すへかりけり。ただし、難
にてハなかるへし。

一、計歴申文事

外國三分二分任タル人ノ、不^レ給^二任符^一年月空暮タルヲ、以前ノ任
ヲハステ、今年ヨリ始テ任タル分ニ四ケ年ノ任限ヲカソヘラレント望
之也。此申文ヲハ官外記ニ下シテ、当年ヨリ計歴スヘキ由ヲ仰スル許
也。除目大間ニハ不^レ載之。先例、直物之次献之。文安四年除目之次、
左大将献^二計略申文^一。除目之次申之者、是始也。

從七位上秦宿禰友清

右、去建久七年給二合、以三件友清^一申^二任美作少掾^一。而称^レ非^二本望^一、
不^二赴任^一秩滿。仍去建仁元年正月、転^二任同国大掾^一。依^二身病^一又不^レ
賜^二任符^一。仍自^二当年^一可^レ被^二計歴^一之状、所^レ請如^レ件。
建仁三年三月二日撰政左大臣正二位藤原朝臣良經

從七位上田口宿禰氏直

望^二漢濃大掾^一
右、去年十月、以三件氏直^一申^二任彼国少掾^一而也為^二二度掾^一、尤可^レ

(3)

名はかりといふ心なり。たとへハ其官になりたれとも、職掌もな
く、得分もなきをいへり。或抄に、揚名介ハ不^レ給^二籤符^一とみえた
り。官符を給る程にてハ、国へ下りて吏務をしるへき故也。寛弘二
年除目、藤原維光望^三揚名介^一申文にて、常陸権介に任せらる。近
比、貞和二年二月除目、執筆^二後普光園撰政^三自給申文に、藤原良
清望^一陽名介^一とありて、山城権介に任せらる。愚老も先年執筆の
自給に、此申文を献して、常陸権介に任し侍き。後に思侍れハ、常
陸の国ハ株を守に似たり。他国の介に任すへかりけり。ただし、難
にてハなかるへし。

一、計歴申文事

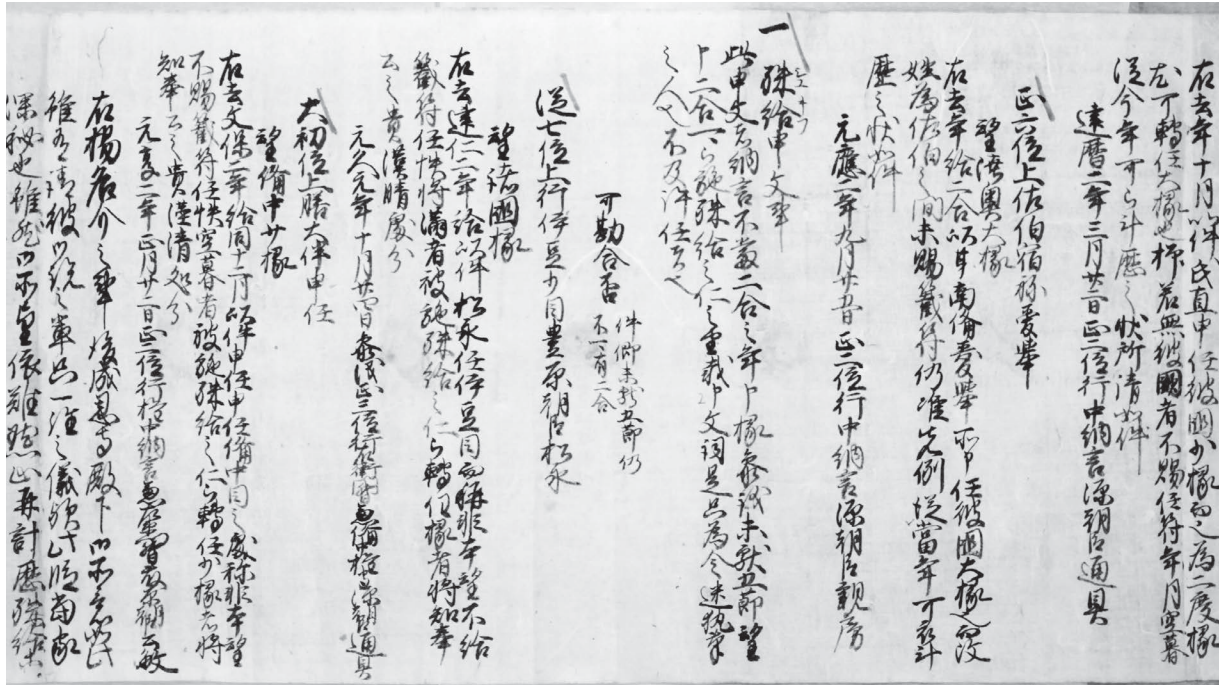
外國三分二分任タル人ノ、不^レ給^二任符^一年月空暮タルヲ、以前ノ任
ヲハステ、今年ヨリ始テ任タル分ニ四ケ年ノ任限ヲカソヘラレント望
之也。此申文ヲハ官外記ニ下シテ、当年ヨリ計歴スヘキ由ヲ仰スル許
也。除目大間ニハ不^レ載之。先例、直物之次献之。文安四年除目之次、
左大将献^二計略申文^一。除目之次申之者、是始也。

從七位上秦宿禰友清

右、去建久七年給二合、以三件友清^一申^二任美作少掾^一。而称^レ非^二本望^一、
不^二赴任^一秩滿。仍去建仁元年正月、転^二任同国大掾^一。依^二身病^一又不^レ
賜^二任符^一。仍自^二当年^一可^レ被^二計歴^一之状、所^レ請如^レ件。
建仁三年三月二日撰政左大臣正二位藤原朝臣良經

從七位上田口宿禰氏直

望^二漢濃大掾^一
右、去年十月、以三件氏直^一申^二任彼国少掾^一而也為^二二度掾^一、尤可^レ



(4) 転任大掾也。抑若無彼闕者、不賜任符、年月空暮。從今年可被計歷之狀、所請如件。

建曆二年三月廿二日正二位行中納言源朝臣通具

正六位上佐伯宿祢愛舉

望陸奥大掾

右、去年給二合、以甘南備愛舉所申、任彼國大掾也。而改姓為佐伯之間、未賜籤符。仍准先例、從當年可被計歷之狀如件。

元應二年九月廿五日正二位行中納言源朝臣親房

一、殊給申文事

此申文者、納言不當二合之年申掾、參議未獻五節望申二合、可被施殊給之仁之由、載申文詞。是只為令迷執筆之人也。不許任一者也。

可勘合否 (件卿未獻五節。仍不可有二合)

從七位上行伊豆少目豊原朝臣松永

望諸國掾

右、去建仁二年給、以三件松永、任伊豆目。而稱非本望、不給籤符、任秩將滿者、被施殊給之仁、被轉任掾者、將知三公之貴、漢晴二処分。

元久元年十月廿四日參議正三位行右衛門督兼備中權守源朝臣通具

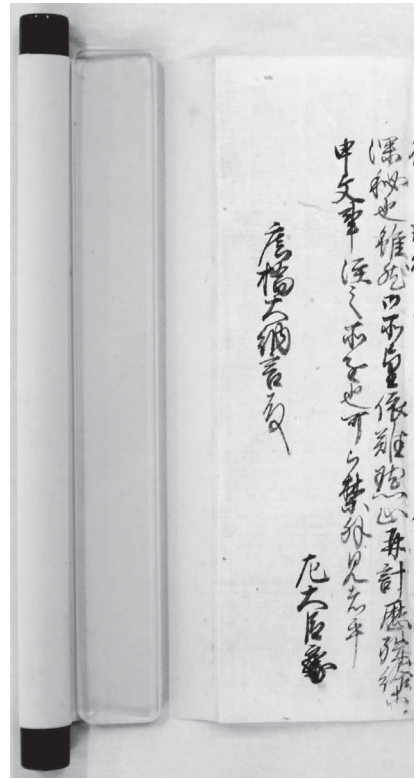
大初位上膳大伴申任

望備中少掾

右、去文保二年給、同十二月以二件申任申任備中目之処、稱非本望、不賜籤符、任秩空暮者、被施殊給之仁、被轉任少掾者、將知三公之貴、謹請二処分。

元亨二年正月廿二日正二位行權中納言兼左衛門督藤原朝臣公敏

右、揚名介之事、後成恩寺殿下御所意如此。雖有請彼御說之輩上、



深秘也惟此口而自依難也心再計歴
申文事一任く亦も也可禁外見之半
唐橋大納言殿
左大臣(花押)

只一經之儀歟。此段当家深秘也。雖_レ然、御所望依難_二黙止_一、并_二計歴_一。殊給等申文事_一、注之所_レ遣也。可_レ被_レ禁_二外見_一者乎。

唐橋大納言殿

左大臣(花押)

この抜書は、「揚名介申文事」・「計歴申文事」・「殊給申文事」という三部分からなっている。⁽²⁷⁾ 実は、三項とも一条兼良『魚秘抄』の該当項を全文筆写したものである。ただし「揚名介申文事」のみは、更に後半で「同別ノ御抄中」(『源語秘訣』⁽²⁸⁾)も引用している。その際、両書の重複部分については『魚秘抄』を載せ、ルビのみを『源語秘訣』から付記する体裁を採っている。⁽²⁹⁾ さらに『源語秘訣』後半から『吏部王記』・『政事要略』などを引用したうえ、本抜書にも載せられた「今案」を続ける。

『魚秘抄』は、鎌倉期の九条家で成立した除目書である。原本は現存せず、室町期に一条兼良(一四〇二〜一四八二)が抄出して新注を加えたものの写が、この抜書のほか、葉室家旧蔵本(宮内庁書陵部葉₍₂₁₎)として伝わるにすぎない。著者について、古くは「魚秘抄(月輪殿御抄/納大宗伯權)」「魚秘抄(奥書)・小司徒 除目抄也。大間成文抄(後京御抄)・魚秘抄写本(後京御筆)納之/大宗伯 又除目抄也。記録抄等并魚秘抄(月輪御筆)納之(『桃華藥葉』)当家相伝十二合文書事)などとあることから、九条兼実(一一四九〜一二〇七)とさされてきた。これに対し近年、九条良経『春除目抄』との記載情報の対応や、「除目抄(号魚秘 納牡丹手箱) 後京極殿御抄也。閑_二了見之_一、不

可_レ有_二不足_一。不_レ可_二他見_一。努々々、当家并一条之外、不_レ可_レ有_二他所_一。家之秘書、不_レ可_レ過之_一(九条忠教秘蔵記録覚書)『鎌倉遺文』(二三八〇五)とある点から、兼良が抄出の対象としたのは九条良経(兼実息、一一六九〜一二〇六)『春除目抄』そのものではないかという想定も提起されている。⁽³²⁾

たしかに記載情報の対比から、本書が『春除目抄』の内容と関連していることは明らかである。しかし『春除目抄』の参照は彼以降の当主であれば誰でもできたはずで、内容の近似性は『魚秘抄』を良経の著作と見なす直接の根拠とはなるまい。そこで本書に引用される事例の年代を性格の異なる前半部と後半部に分けて検討すると、前半では長治二年(一一〇五)〜寛喜二年(一二三〇)の間、特定年代の事例を繰り返して挙げている。⁽³³⁾ このなかには、良経死後の記事も少なくない。たとえば「入夜者、主殿官人乘_二松明_一前行、隨身不_二前行_一。在_二主人_一後、或隨身不_レ取_二松明_一云々」とある部分、『春除目抄』第一(『九条家本除目抄』四三頁)では、松殿基房説・藤原忠実説・『台記』・『玉葉』などを引くが、『魚秘抄』(八表〜九表)では、加えて「建曆二年春御記云」として九条道家『玉葉』(逸文)も引用する。ただし記事の年代は、建曆二年

寛喜二年など道家の代を下限とする。もし一条兼良による増補があったとすれば、より幅の広い年代の事例も含まれただろう。つまり現在伝わる本は、兼良による抄出以前、一条実経（道家の子）の頃にまでに増補されたものと想定すべきだろう（道家が自分の日記を「御記」と表記することはあるまい）。一方の後半では、十・十一世紀の事例も含まれるが、おおよそ十三・十五世紀の事例が列挙されている。⁽³⁴⁾ こちらに、一条兼良による増補が加わっていることは明らかである。さらに踏みこめば、後半は事実上、兼良の著作と考えたほうがよいかもれない。

こうした各時代の関連事例に加え、複数の「案」も書き込まれている。「春除目略抄／後法性寺殿御抄也。愚臣抄釈」^(九条兼実)（葉室本 内題）にある「抄釈」というのは、これら「愚案」（和化漢文）・「今案」（仮名交文）の付加作業を指しているのだろう。このうち「愚案」は、「福照院関白満基」^(二条)（一二八三～一四一一）説や「故殿応永十三年御記」を引用する点から、時期から考えて兼良の手になるものと推定される。「今案」について断案はないが、名称からして過去の別の案に対する今の案と判断されるので、とりあえず愚案（前期兼良）・今案（後期兼良）と想定しておきたい。ただし以上の「抄釈」作業に先立って原型が存在していたことは、たとえば九条道家『玉藻』承元四年（一一一〇）二月二十四日条からも伺える。ここでは、白馬奏に際して道家と九条良平（一一八四～一二四〇）の鳴板（清涼殿）を踏む作法が異なっていたことについて、「是見入道殿除目秘抄并故殿魚秘抄等」也。⁽³⁵⁾ 又七年入道殿仰々如_レ此。勿論事歟」と述べられている。つまり、すでに道家の代に『魚秘抄』と題する典籍は存在していた。後世の当主がこれに（あるいはその一部を抜き出して）若干の改訂・増補を加えたものが、一条兼良の目にした典籍と考えられる。

つぎに、『魚秘抄』の該当箇所引かれる日記を見ていこう。このうち『清慎公記』⁽³⁶⁾・『吏部王記』⁽³⁷⁾は関連研究も多いので省略し、後半の三つ

の日記の性格を検討したい。まず『口筆』⁽³⁸⁾は、一条実経（一二二三～一二八四）の日記である。実経は道家息の一条家祖にあたる人物で、⁽³⁹⁾ 本年十二月の段階では従一位・左大臣の地位にあった。記事によれば、関白二条良実（一二一六～一二七〇）、同じく道家息で二条家祖⁽⁴⁰⁾から揚名介に関する見解を漏らされている。良実は自身の見解を「松殿御書置」に依拠していると述べるが、実経は「諸家記所見許歟」と大した評価はしていない。このやりとりは、二条家のもっている情報が一条家と比べて質的に劣っていた可能性を暗示している。つぎの『玉英』⁽⁴¹⁾は、一条経通（一二一七～一三六五、内経息）の日記である。この年の県召除目で、右大臣二条良基（一二三〇～一三八八）が自らの臨時給の枠から揚名介申文を提出し、山城権介へ任命した出来事に触れている。つぎの『某記』康永元年条は、出典不明だが、当時、一条経通は二五才で、息子内嗣（一二三六～？）は六才を迎えたにすぎない。時期的に経通以外の記主は想定しづらく、『玉英』の取意文を掲げたものと推定しておきたい。内容は、光明天皇（一二二二～一三八〇、北朝二代目）の質問に対する経通の返答が記されている。⁽⁴²⁾

これらの家記の後ろに掲載される寛弘二年正月の申文は、同年正月二十七日の県召除目の際の申文と考えられる。同じものは『長兼蟬魚抄』『魚書秘伝別抄』・『魚魯愚別録』などにも掲載されるが、すべて藤原伊通『除目抄』（逸書）からの又引きであろう。⁽⁴³⁾

これまで見てきた様に、兼秀は『除介秘抄』（二十歳代）・『除秘』（三十歳代前半）・『除秘条々』（三十歳代後半）という順番で揚名介をめぐる諸情報の手入・整理を繰り返してきた。そして以上の成果を前提に、三十歳代末の頃、すでに近い関係にあった一条房通へ懇請して、揚名介をめぐる同家の秘事を教示して貰ったという展開が想定されることになる。一条家側の資料が何も残らないので断定はできないが、いくらか近い関係だからといって、当主以外への伝受を禁じられていた一条家の

秘説を、易々と家外に漏らすはずもない。おそらく一条房通としても、兼秀が相当な努力をして関連情報を収集し続けてきた経緯をそれなりに把握したうえで、はじめて一条兼良(曾祖父)の代までに確立した家説を開示したと考えるべきだろう。その結果、兼秀は、たとえば『除秘』に掲載した出所不明の情報はいくつかが一条家の秘書の抜書だったことや、一方で「一条殿御秘抄」を出典と称する情報が実は浮説に過ぎなかったことなどに、ようやく気付いたはずである。同時期の三条西家に集められた諸史料(4)で後述)を除けば、中世の公家社会でここまで充実した関連情報を把握しえたのは、一部の撰家当主に限られただろう。兼秀は、自らの揚名介に対する追求が事実上の頂点を極めたことに、大きな満足を感じたにちがいない。

③ 中世諸家における揚名介解釈(十四〜十五世紀)

これまで見てきたように、中世には広橋家のような充実した文庫を持つ名家クラスの公家でさえ、揚名官職に関する十分な情報をえることは困難な状況にあった。おそらく正確な情報は、一条家などの一部の撰家当主のみが把握するに止まっていた可能性が高い。秘説化を尊ぶ風潮のなか、各家がそれぞれの把握する情報を秘し、必要に応じて最低限の結論のみ提示するに止めていたことも、そうした傾向を助長していった。

そのため各家の当主が相互に矛盾するような理解を提示し、除目の場が混乱する局面も生じた。たとえば元徳三年(一一三二)・貞和二年(一一三六)と、県召除目で揚名介への任命を求める申文が連続して出されたが、その際には五撰家の間でも上卿の対応に関する評価が割れる始末であった。とくに貞和二年の県召除目の際には、「揚名介(執筆自給注名字申文、載_下望_二諸国揚名介_一之由_上)、任_二山城権介_一」(『魚秘抄』所引『玉英』貞和二年(一一三六)二月二十三日条)ということがあつ

たが、「執筆懐_{(二)兼良基}」中彼申文_一歟。清書之時、不被_下清書_一。仍外記所_一写無之_一(『園太曆』貞和二年二月二十二日条)という事情により、奉行の外記を勤めた中原師利は(『康富記』応永三十三年三月二十九日条)、申文現物を確認できないまま手続きを進める羽目に陥つたらしい。二条良基が申文を回収したのは、内容が漏れて家説が流布してしまう可能性を危惧したからに他なるまい。

こうした状況に触発され、関連研究を始めたのが洞院公賢(一二九一〜一三六〇)である。彼の編纂した『魚書秘伝別抄』は、揚名介に関する信頼性の高い情報を豊富に掲載する点で評価に値する。同書の構造は、前半の鷹司冬教書状五通・二条良基書状三通を掲載する部分と、後半の『除秘抄』抜粹・中原師茂書状一通・一条経通書状二通・近衛道嗣書状二通・その他一通を掲載する部分に分かれるが、これらの遣り取りのなかで二条良基は問題の核心を避けた素つ気ない返事に終始している。先の場合と共通するこうした彼の態度は、「揚名介」を秘事と見なす社会状況と念頭に置けば必ずしも非難されるべきでない。とはいえ同じ撰家当主でも、鷹司冬教・一条経通などが家伝史料を積極的に披露し率直な応答を繰り返す点は注目される。⁽⁴⁶⁾流説を俎上に載せ、確実な史料に基づいて理性的に再検討する彼らの態度は、近世の合理主義へと連続するものといえる。

そしてこうした十四世紀後半の研究の展開上に、十五世紀の一条兼良が登場する。一条家は先に見た経通息の内嗣(一一三二六〜?)が逐電し、房経(一一三七〜一三六六)が早世したため一旦断絶し、結局、二条良基の三男経嗣(二三三八〜一四一八)が継ぐこととなった。つまり兼良(経嗣息)は、二条良基の血縁上の孫ということになる。しかし彼の揚名介に関する解釈は二条家のもとは異なり、一条家の家伝に沿っていた。一条家歴代の当主は信頼性の高い古代史料の分析から得られた結論によって、揚名介の何たるかを正確に理解していた。⁽⁴⁷⁾その情報を同家の文庫に

残された充実した史料群から把握しうる兼良にとつて、様々な浮説に依るところの大きい祖父二条良基の理解は、従うべきものと見なせなかつたろう。

実際に兼良が応永三十三年（一四二六）三月の梶召除目で揚名介申文を提出したことは、『魚秘抄』当該項や同時期の古記録に見える。たとえば中山定親『薩戒記』には、日野資親（頭弁）が前準備の過程で兼良の提出した申文を紛失したこと、やむを得ず定親（参議）が兼良に再度書いてもらったことなどが記されている。定親は紛失を「有疑事」、つまり偶然の過失というより何らかの悪意が働いた結果と推測している。先に紹介した二条良基が自給申文を他人に渡そうとしなかつた事例も、こうした事態を危惧したからであろう。

・『薩戒記』応永三十三年三月二十七日条

一、今度執筆被_レ申_二揚名介_一。件申文兼先我加_二袖書_一（無_二右状并位署_一之申文、早奉行職事於_二小板敷_一可_レ加_二袖書_一之由、予先日諷諫了）。混_二他申文_一預_二置主殿司_一之処、撰定時見_レ之紛失了。此事併_二資親_一、為_レ書_二目六草_一、申文等披見之時引失歟。雖_二尋求_一不_二出来_一之間無力。申_二子細於_一右府_一。々々忽書之。仍加_二袖書_一了。尤為_二奉行_一口惜失也。件申文紛失、又有_レ疑事也者。

（中略）

今度右府臨時被_レ申之文、揚名介申文也。件文曰（被_レ任_二常陸介_一）正六位上藤原朝臣国貞

望_二諸国揚名介_一

応永卅三年三月廿七日

（中略）

「袖書／＼右大臣臨時被_レ申_二諸国揚名介_一（国貞）」

ついで『薩戒記』同年三月二十九日条と、中原康富『康富記』同日条によれば、この際の除目に触発された後小松上皇（一三七七）

一四三三）から、外記たちに「揚名介に関する前例を注進せよ」との仰せが下っている。しかしこの下問について、中原師勝（大外記）は「此事迷惑」と言い放っている。当時の外記局でも、それほど詳しい前例は把握できていなかったからである。結局、上皇の知的好奇心は、清原良賢（少納言入道常宗₍₄₉₎浄居庵、一三四八？～一四三二）の注申で満たされたらしい。

・『薩戒記』応永三十三年三月二十九日条

後日、師勝朝臣来談条々。

一、揚名介事、竟夜自_レ院以_二葉室中納言_一被_二尋下_一云「揚名介、先例任国并請文等可_二注進_一」者、此事迷惑。凡任国者、山城・上野・上総・常陸・近江等之由、見_二抄物_一。然而何年・誰人、以_二何国_一被_レ任之由、無_二所見_一。以_二抄物之所_一注、難_二注進_一之由申畢。又請文少々注進了者。

此事、又大内記為_二清朝臣_一、後日談曰「上皇就_二揚名介事_一、被_二尋_一仰少納言入道常宗_(清原良賢)。々々注_二進五个国_一、其時被_二散_一御不審」云々。

「此事、若_レ以上如_二源氏物語_一之説下、可_レ定_二一国_一之由思召処、今度申文望_二諸国揚名介_一云々。依_レ是、御不審出来歟」云々。

又云「或古人物語云『_(一条実経)円明寺関白、見_二物賀茂祭_一之時、山城介渡之由、人々称之。円明寺殿被_レ仰云。揚名介（ノ）渡（ニ）ヤト被_レ仰。人々聞之。其後諸使等、渡_二大路_一之時、又同揚名介ノ渡ヨト被_レ仰了。揚名介ハ秘事也。而無_二左右_一、山城使渡之時被_二仰出_一。忽覚悟。為_レ令_二隱_一揚名介事、後々每度被_レ仰」云々。此時已来、人々皆揚名介者知_二山城介事_一」云々。

・『康富記』応永三十三年三月二十九日条

一、執筆右大臣殿、臨時給被_レ申_二揚名介_一、被_レ任_二常陸権介_一。

御申文案

抑貞和二年梶召除目、後福光苑殿執筆御時、被_レ献_二揚名介御申文_一、

被_レ任_二山城介_一了。于_レ時奉行大外記師利也。

元徳三年県召除目、臨時内給猷_二揚名介申文_一、被_レ任_二山城介_一了。于_レ時奉行大外記師右朝臣也。

揚名介事、先達所_レ知区分未_二一決歟。但家所_二口伝_一無_二相違_一哉。

而_レ今度被_レ任_二常陸権介_一、定有_二御秘説_一歟。忽不_レ可_二露頭_一事也

云々。今度依_二仙洞仰_一、葉室中納言以_二奉書_一、揚名介申文、被_レ猷年々

并被_レ任_二国等可_一注進_一之由、被_レ仰_二局務外史_一云々。又度々被_レ尋_二

下_二浄居庵_一之間、先規被_二注進申_一了。

なお後小松上皇の揚名介に対する関心は、このときに始まったわけ

はない。たとえば応永二十五年（一四一八）には、足利義持から武家伝

奏広橋兼宣（一三六六〜一四二九、兼秀の五代前）を介して、揚名介な

どに関する質問状が出されている。それに対する上皇宸筆の返書は、お

付きの女房の手を経て当日中に兼宣の手元に届けられた。兼宣は、義持

の元へ転送する前に返書の全文を筆写し、『兼宣公記』翌日条に貼り続

いでいる。⁽³⁰⁾論点は多項目に渡るが、内容は『原中最秘抄』所引の諸説を

抜書的に紹介する域に止まっており、独自の史料・見解は提示されてい

ない。ここに見える情報が広橋兼秀（子孫）の研究に直接生かされてい

ないのも、おそらくはそうした問題点ゆえである。

・『兼宣公記』応永二十五年四月十五日条

晴。参_二室町殿_一。被_二仰下_一云。源氏物語内条々（篇目在_レ左）、

可_レ尋_二申入院_一之由、蒙_レ仰退出。以_二書状_一申入之処、入夜被_レ下_二

勅書_一（続_レ左）。条々則被_二注下_一之間、雖_二夜陰_一、馳筆書写者也。

・『兼宣公記』応永二十五年四月十六日条

晴。早旦。持_二参勅書以下_一之処、如_レ此早速被_二注下_一候之条、畏

入候。剩被_レ染_二宸翰_一之条、猶々恭存候。以_二参拜_一猶可_二申入_一旨、

可_レ参_二申入仙洞_一。次_二又同物語内一ヶ条_一（篇目在_レ左）、又被_レ申_二

入子細_一、同参_二申入院_一者也。

（中略）

一、揚名介事

或秘抄云。諸国介也。必源氏の人のなる也（云々）。

今案、仮令県召除目など申揚名介とあらん申文ハ、其国をハさ、

て美名を書たる由歟。しからハ、掾・目を任する様に、いつれ

の国の介にても可_レ任歟。仍、うつほ申文の旧案、吉野春風・

三輪車持など存之。いつれの国にても可_レ任歟。

但、此事其国をさためて任する家ありと（云々）。さりなか

ら、それハわか家の説はかりにてこそあるへければ、世間一

同に用る説にてハあるましきよし覚候へハ、右に注付候分不

可_レ有_二相違_一候歟。

④ 三条西家における「揚名介」研究（十五〜十六世紀）

最後に、兼秀と同時期の三条西家で進められていた「揚名介」研究を
見ておこう。

一条兼良以降の中世の古典研究としては、一般に三条西実隆（一四五
〜一五三七）―公条（一四八七〜一五六三、次男）の周辺で行われた成

果が最大のものとされる。⁽³¹⁾しかし「揚名介」に関する実隆たちの見解は、

ほとんど明らかでない。というのも、彼らの関わった『源氏物語』注釈

書では、肝心な部分がぼかされているからである。たとえば部外者閲覧

用の注釈書では、「三ヶの一也」（『弄花抄』）、「此物語の中大事の一とい

へり」（『細流抄』）、「此物語の中の大事の一也といへり」（『明星抄』）な

どとあるにすぎない。つまり揚名介の実態究明は『源氏物語』研究の三

大事の一つと指摘するだけで、実際には何の注釈も示さないのである。

『多々良問答』巻四に「一、源氏物語の揚名介の字の事、其替格別の
由申。受領の介には替り候哉。無_二別之儀_一候。替ベカラズ候」（『群書類従』

卷九三五)とあるのが、管見の限りで最も長い注釈にすぎない。

講釈の場でも、詳細な説明は避けていたようである。たとえば里村昌休(一五二〇～一五五二)『休閒抄』をベースに、三条西公条から承けた講釈も加えた里村紹巴(一五二五～一六〇二)『紹巴抄』には「三ヶの一也」とあるにすぎない。三条西実隆『弄花抄』・里村昌休『休閒抄』ともに、当該項を「三ヶの一也」とすると表現すらしじであり、公条の講釈で格別の情報を伝授されなかった可能性が高い。三条西実隆・公条などから受けた『源氏物語』講義をもとに猪苗代長珊(十六世紀)が執筆した『長珊問書』⁽⁵³⁾も、揚名介項の解説は大半が『奥入』・『雪月抄』の引用で、ほかは「河海にのせたる事、皆あやまれり」と指摘するくらいである。彼も、三条西家における講釈の場で、概略的な説明しか受けられなかったであろう。

ここで注目されるのが、同家で「揚名介」を検討する目的から作成された「揚名介事計歴史勘文」(早稲田大学図書館文庫「251」)である⁽⁵⁴⁾。この巻子は、複数の機会に成立した三群の史料からなる(筆跡はいずれも三条西公条)。まずA群(第一・二・五紙)は、「揚名介事(聖覚説・源親行説・撰家御説)」と、『清原頼業記』応保二年(一一六二)閏二月十二日条・『帥記』永保二年(一一八二)正月二十一日・『吏部王記』天曆四年(九五〇)九月五日条・「長徳三年(九九七)八月二十五日法家問答」⁽⁵⁵⁾などの抜書からなる。末尾(つまり第五紙の奥)には「別紙有之。天文十三年正十四写之」とあり、天文十三年(一五四四)に作成したことや、関連する「別紙」(後述するB群などを指したものだ)の存在が分かる。このうち前半の情報源に関しては、『源氏物語』解釈で著名な河内方聖覚の勘文を引用していることから、その流派との関連を想定できる。ただし、そこに見える「源親行説」・「撰家御説」は信憑性が低く、河内方本流や撰家よりも低いレベルから得た情報という可能性も否定はできない。

B群(第四紙)は、揚名掾目事公卿年給申文一紙載二人事・「清慎公記」康保四年七月十三日条(抜粋)、坊門少将(『薩戒記』応永三十二年四月二十七日条)によれば坊門信守)宛の書状などからなる。前半に列挙される諸史料と末尾の書状とは、内容的にも関連する(史料は書状の一部を構成)ものとみるべきだろう。とすれば書状の差出人の家⁽⁵⁷⁾に蓄積された揚名介関連の情報が、前半に列挙されていることになる。

C群(第三・六・七・八紙)は、冒頭に「鷹司殿御抄内」と、また末尾に「天文第八月廿三日、以彼家御本一於灯下馳筆」とあるので、鷹司家の所蔵史料を筆写したもの分かる。A群・B群とは異なり紙継目を無視して書かれており、C群の四枚は当初から継がれていたと考えられる。天文八年正月という時期からは、公条が除目執筆の役を担う(「公卿補任」天文八年条)に先立ち、右大臣鷹司忠冬に頼んで同家の除目関係情報をまとめた「御抄(御本)」を抄写させてもらったものと考えられる⁽⁵⁸⁾。内容は、「二度掾・三度介事」(第三紙・第六紙前半)・「三合事」(第六紙中間)・「計歴史」(第六紙後半・第七紙・第八紙)の三部分に分かれている。まず第三紙は、おもに「二度掾・三度介事」について書かれているが、中間部分には「名介事」⁽⁵⁹⁾とあり本文が省略され、「此条々為秘事」之旨、被_二仰下_一之」と注記されている。本来、ここに鷹司家の揚名介解釈が書かれていたのだろう。ついで第六紙冒頭の「名介抄」⁽⁶⁰⁾師元云」という部分は、『玉葉』承安三年(一一七二)二月七日条の取意文と思われる。これに続き、「三合事」について記されている。さらに「計歴史(業忠真人注申)」とあるので、この部分は清原業忠(一四〇九～一四六七)⁽⁶¹⁾の注申と分かる。彼は長祿二年(一四五八)に朝臣姓を賜り、直後に出家しているので、「注申」はそれ以前のことだろう。とすると、鷹司房平(一四一一～一四七二)に対する注申である可能性が高い。

以上の三群からなる情報のうち、三条西公条が父実隆からうけついでなのは、どの部分だろうか。実隆から公条への関連情報の伝受は、両者の

密接な関係からも完全に行われたと推測される。时期的に見て実隆死後に入手したことが明らかなC群以外は、実隆から公条に伝授された可能性が低くない。その場合、実隆はA・B群をどの様な経緯で入手したのだろうか。その経緯を考える際に参考となるのが、以下の『実隆公記』の記事である。

・『実隆公記』明応六年（二四九七）四月四日条

揚名介事一紙、自（德大寺実淳）前左府被_レ送之。則書写了。

・『実隆公記』文亀元年（二五〇一）四月二日条

今日、陽名介文書終_二写功_一了。

・『実隆公記』文亀元年四月三日条

陽名介書書、返_二遣德大寺_一了。

まず実隆が明応六年四月に「揚名介事一紙」を借り出した「前左府」については、肩書きのみからすれば複数の人物も想定できるが、前後の記事で「前左府」という場合は徳大寺実淳を指す（たとえば同年九月三十日条）。実際、四年後に前年七月二十八日の大火による文庫再建作業の一環として、再度これを借り出した際の記事には「徳大寺」と明記されている。なおこの時期の実隆は、たとえば明応三年（一四九四）八月一日に揚名介の関連資料やその分析成果をまとめた洞院公賢自筆本『魚書秘伝別抄』を書写するなど、関連資料の収集に勤しんでいた。⁶²本日条で借りた資料の内容は不明だが、「一紙」という表現からすると、あるいはB群に相当する可能性も想定できよう。⁶³

ともあれ実隆から公条へと伝授された可能性がある二群のうち、B群は断片的なうえに情報の質が劣るので脇に置き、ここではA群の内容を確認することで、実隆当時の同家における研究の実態をみていこう。A群は、前半で河内方による『源氏物語』解釈を集成した『原中最秘抄』の原型と推定される勘文、⁶⁴『水原抄』逸文とも推定できる「源親行説」、出所不明な「撰家御説」などの先行研究を列挙したうえで、後半で「清

原頼業記」・『帥記』・『吏部王記』・『法曹類林』など古代史料を抄出する（このうち『帥記』・『法曹類林』などは、ほかに見えない貴重な逸文である）。こうした構成から分かることは、まず『源氏物語』研究の権威である河内方の「揚名介」理解などの先行研究を踏まえるところから、研究を始めていく点である。ただし先行研究の成果を鵜呑みにすることなく、広く関連史料を集めて独自の考察を行おうとする態度は、後半の古代史料を列挙する部分から伺える。先行研究として挙げられた『源氏物語』関係の諸説が、「一説云」・「或抄云」などと典拠をほかしたり、典拠を挙げられる場合でも引用の仕方からして又引きの域に止まる可能性が高いのに比べ、実隆が一段高い実証的な手法を採っていることは明らかである。

このほか时期的にやや遡るが、実隆は揚名介関連の情報を大量に収めた中原師富『除目抄』（前述）も書写している。ちなみに現存する三条西家旧蔵本（東京大学史料編纂所現蔵）は、書写年代が確定できる同書最古の写本である。

・『実隆公記』延徳三年十一月十九日条

師富朝臣来。昨日所_二書遣_一之色紙、為悦之由也。除目抄一卷持来之。局中大綱近例等大切物也。可_二書写_一之由恩給者也。

・三条西家旧蔵本『除目抄』奥書

裏書・朱書等、愚案之也。此一巻、局務師富朝臣窃許_二電覽_一之間、染_二愚筆_一了。凡近例并局中大綱等、不_レ可_レ過_レ之歟。曾不_レ可_レ令_二他見_一者也。

延徳三年十一月廿三日／権大納言（花押）^{（実隆）}

この奥書によれば、実隆は文明十二年（一四八〇）頃に成立した『除目抄』を、師富自身から借りだして書写していたことが判明する。なお現存する師富『除目抄』（自筆本）には各種の押紙が添付されているが、これは実隆が借覧した際に付したものでらしい。実際、広橋家で自筆本に付された押紙を書写した部分には、「押紙侍従大納言筆歟」（^{（三本、四実隆）}広橋本

一六丁裏」とある。つまり実隆は単に書写するに止まらず、数カ所に押紙を添付して返却するなど丁寧に対応したことが分かる⁽⁶⁵⁾。

このように三条西家における関連研究は、同家所蔵の膨大な蔵書群を前提とするだけでなく、様々な写本・情報提供主体の協力によって可能となった成果である⁽⁶⁶⁾。これだけの情報を集めることに成功した背景としては、実隆の古典・有職研究の大家としての社会的地位が大きな効果を発揮した可能性を想定すべきだろう。

さて三条西家における研究を広橋兼秀の場合と比べると、興味深い一致を確認できる。兼秀は、最初期の『除介秘抄』において『原中最秘抄』揚名介項を抜書するなど、三条西家と同じように『源氏物語』関連の先行研究の成果を収集している。しかし、以降の『除秘』・『除秘条々』などの研究では、典拠に直接当たらず不確実な結論のみを列挙するこうした事例を省き、より確実性の高い古記録や、『除目抄』・『魚秘抄』などの除目関連資料を参考とするようになっていく。中世末期の公家社会には、秘説を秘説として有り難がるのではなく、根拠が明示されない主張は信用しないという合理的な思考方法が登場しつつあったのである。こうした思考方法の発生は、先に洞院公賢の事例から指摘した、各種の情報が秘説化の壁から解放されつつある状況と軌を一にした現象と見るべきだろう。

おわりに

中世の公家社会では、さまざまな情報を家毎に秘説化する傾向が存在した。そうしたなかで揚名介をめぐる言説は、それぞれの主張の根拠となる史料が十分に示されない状況を最大の要因として、諸説の有効性を十分に検証出来ないまま混乱の極みに達していた。最も充実した情報蓄積が可能だった五撰家においてすら理解の違いは際立っており、一

条家のように正確な認識を持つ家もある一方、周囲から有職の大家と目された二条良基ですら実態とかけ離れた主張をするような様相を呈していた。また本来、各種の情報が集中してよいはずの実務官僚（外記・内記）ですら大した情報を把握できない状況も現出していた。こうしたなか、家伝の情報をほとんど持たない公家たちは、有益な情報を持つていような主体に働きかけて教示を得るといふ作業を繰り返すことで、場合によっては問題の核心に近づけたようである。本稿で取り上げた広橋兼秀を始めとする人々は、本人の熱意・能力は勿論、有益な情報を入手できた故に真実に迫ることができた幸運な事例と位置付けられる。

このような中世における営みを前提として、より開放的に進められたのが近世の研究である。「揚名介」解釈を厳重に守るべき秘説と位置づけた中世社会と異なり、近世には合理性を尊ぶ姿勢が一般化していた。そうした立場から、先行研究の閉鎖性を批判的にとらえる認識は、たとえば「ことごとしげにいふ事、源氏物語の揚名介のたぐひなりとぞおほゆる」（富士谷御杖『北辺随筆』）などの表現に示されている。後水尾上皇（一五九六～一六八〇）『布勢屋之塵』（続群書類従巻五二〇）の「揚名介のこと」にも、同様の認識が伺える。

いかなることに伝授とする事、先輩さだかに申侍らずありけるを、^(中略)通村にかたらひあひてなん、よくさとしきはめたり。もとより揚名は孝経の言葉にして、介にかぎらず。なべて四分・三分の官に揚名の官あり。撰政・関白・大臣・納言もまた揚名あり。其所職をしらず。そのことにあづからぬを揚名といふこと、さして秘するにあらず。この物がたりの揚名の介なるもの、留守なりといふを、秘して申さぬことにや。又は、しらずしていはざるにや。揚名介ならば権の介なるべし。其国に下らずして、権は在京する公達・殿上のおのこなど其国の守・介を兼帯し、あるは三宮并院の一分召にあづかることなれば、国に下るわけにあらざるべし。それを伝授とするなり。

しかれば此権の介、いづれの国とはしり侍らねども、正の介さはることありて、かはりて権の介が下りたるを秘事となすばかり成ことなるべし。揚名の名を伝授とするにはあるべからず。かへす、も、此事あさきよりふかきに人事のならひ、なべてかくのごとくなるべし。

これによれば、中世を通じて秘説化されていた「揚名介」の実態が、中院通村（一五八八〜一六五三）⁽⁶⁷⁾と上皇との「かたらいあい」の成果として、おおよそ明快に解説されている。そして、これまで「先輩さだかに申侍らず」という状況が続いていた関連情報について、「さして秘するにあら」ざる事としたうえで、「秘して申さぬこと」にや。又は、しらずしていはざるにや」などと切つて捨てている。その後小松上皇の場合と比較して、前提とする情報の質・量が勝っている点に加え、分析視角の実証性も明瞭である。彼らの研究は中世後期に生まれた成果を開放的に継承したもので、また近世社会における関連研究の第一歩とも評価される。本稿で中心的に検討した広橋兼秀の研究も、そこに到る最後の階梯を築いた点で一定の歴史的役割を果たしたといえるのである。

註

- (1) 近年の関連研究としては、時野谷滋「揚名介の研究」（『律令俸禄制度史の研究』吉川弘文館、一九七七年、初出一九五一年）・小川剛生「揚名介―除目の秘事、および源氏物語の難義として―」（『二条良基研究』笠間書院、二〇〇五年、初出一九九五年）などがある。その問題点に関しては、渡辺滋「日本古代史料に見える「揚名」の語義―「孝経」の原義との関係―」（『汲古』六二、二〇一二年）・同「揚名国司論―中世的身分表象の創出過程―」（『史学雑誌』一二三、二〇一四年）を参照。
- (2) こうした問題は、たとえば渡辺滋「揚名介」をめぐる中世の諸言説―一条家における家説形成の過程を中心に―」（『国語と国文学』九〇―二、二〇一三年）で説明した。
- (3) 高野辰之「室町時代の古学復興準備―実隆公記を讀みて―」（『国語と国文学』

一一―一、一九三四年）・芳賀幸四郎「公家社会の教養と世界観―室町中期における古典主義運動の展開―」（『東山文化の研究上』思文閣出版、一九八一年、初出一九四五年）。

(4) 兼秀娘が松永久秀の側室となっていたことは、田中信司「松永久秀と京都政局」（『青山史学』二六、二〇〇八年）を参照。

(5) 本書を、天文六年（一五三七）以前に兼秀が編纂したことは、佐藤健太郎「万里小路惟房書写本『弁官叙任勘例』について」（『古代史の研究』一三、二〇〇六年）を参照。

(6) 美川圭「公卿補任」（『国史大系書目解題下』吉川弘文館、二〇〇一年）。

(7) 和田英松「皇室御撰之研究」（明治書院、一九三三年）。

(8) 広橋家旧蔵の典籍文書類は下郷共済会・東洋文庫などにも分蔵されるが、大半は国立歴史民俗博物館が所蔵する。現状に関しては、渡辺滋「国立歴史民俗博物館所蔵の古代史料に関する書誌的検討」（『国立歴史民俗博物館研究報告』一五三、二〇〇九年）を参照。

(9) 井原今朝男「天皇の官僚制と室町殿・摂家の家司兼任体制」（『室町廷臣社会論』瑞書房、二〇一四年）は、中世後期の広橋家では当主が室町殿と摂関家の家司を兼任し、彼らの後援を受けて大納言・准大臣までのほの体制を取っていたとする。また、奥野高広「宮女」（『戦国時代の宮廷生活』統群書類従完成会、二〇〇四年）は、同時期の広橋家の女子が歴代天皇の典侍を勤めていたことに注目する。勿論、こうした諸背景が兼秀の昇進を支えていた側面も重視すべきだろう。

(10) 大正期の修理の際、上野竹次郎が史料の外題に「兼秀公筆」などと記したのは、内表紙の花押や「兼秀公記」との筆跡同定による判断であろう。なお修理の際に付された題籤に記された「儀」「叙」などの略号が「儀式」「叙任」などの分類を意味することについては、伴瀬明美「応永年号の一散状から」（『日本歴史』七七八、二〇一三年）を参照。

(11) 内表紙も含めて墨付八丁からなる冊子本（四目綴、縦一二・三×横二二・五cm）。料紙は楮紙（糸目三・八cm・實目は不明、紙厚七五〜八五mm）で、紙質は並である。

(12) 『原中最秘抄』は、かつて花山院長親（二三三六〜一四二九）抄出本の系統本（群書類従本など）が流布していた。ところが戦後、阿波文庫本などの広本が紹介され、流布本の記載が広本の数分の一に過ぎない（たとえば揚名介項の場合、略本は一九九文字だが、広本は一〇〇〇文字を超える）ことが周知された。さらに近年、一部の『千鳥抄（源氏御談義）』奥に引用される『原中最秘抄』から、従来の広本すらすら抄写であることが判明した。詳細は、落合博志「『原中最秘抄』小見―一、二の人物と逸文資料など―」（『法政大学教養部紀要』九三、一九九三年）を参照。

(13) 湯川敏治「公家女性の生活―近衛尚通の正妻、雑子の場合―」（『戦国期公家社会と荘園経済』統群書類従完成会、二〇〇五年、初出一九九三年）によれば、徳

- 大寺実淳娘が明応六年（一四九七）に近衛尚通へ嫁いでおり、実淳は植家の祖父に当たる。こうした関係から両家間で書物が借貸されていたことは、たとえば前田雅之「秘伝書の情報学―『源語秘訣』の書写・伝来を通して―」（『日本文学』五七一―二〇〇八年）が指摘する。
- (14) 内表紙も含め墨付九丁からなる冊子本（四目綴、縦一三・九×横二二・二cm）である。料紙は楮紙（罫目三・五cm・糸目一四本／三cm・紙厚一〇〇〜一五〇μm）で、紙厚はばらつくが、漉目の共通性や未叩解繊維の傾向から、すべて同じ紙と推定される。
- (15) この際の「天文七年三月五日申文」（本文は「除秘」冒頭を参照）は、「除目成柄案」（国立歴史民俗博物館H23188）など他の広橋本にも掲載される。なお天文七年（一五三八）三月の県召除目は、大永二年（一五二二）以後、久々の県召除目だった。そのため関白は張り切つて家伝の秘事である揚名介申文を提出したらしい。『孝親卿記』によれば当日の出席者として「広橋中納言（兼秀）」も見えるので、彼はそのありさまを目前で見ていたに違いない。
- (16) 渡辺註1二〇一四論文を参照。
- (17) 内表紙も含めて墨付十丁からなる冊子本（五目綴、縦二七・五×横二二・七cm）。紙質は楮紙（糸目三・五cm・罫目不明・紙厚六五〜七五μm）で、紙質は未叩解繊維が少なくないなど、あまり質は良くない。
- (18) 近衛尚通と徳大寺実淳の関係については、註13を参照。
- (19) 「二度掾」・「三度介」は、古く『西宮記』にも見える。兼官させる際、秩滿に伴う叙爵を避けるために内官でなく外官をたらい回しにする慣習から生じたらしい。その際、掾への任官回数が度重なつて介に任じた事例を三度介と称している。これについての中原家の家説は、中原師弘「除目抄」・「玉葉」承安三年（一一七二）二月七日条などを参照。
- (20) 小川剛生「室町後期―一条家の蔵書について―兼良・冬良・兼冬による保管と活用―」（『室町時代研究』三、二〇〇八年、初出二〇〇六年）。
- (21) 巻頭・巻末に一紙づつの識語が付され、それを除くと計二六紙からなる。うち第一六紙までが冒頭識語に記された経緯で作成され、第一七紙以降は関連文書を順に継いでいった部分のようである。自筆本（国立公文書館古188）は、識語から文明十二年（一四八〇）頃の成立とされる（石田実洋「解題 除目抄」内閣文庫所蔵史籍叢刊史籍研究会編『古代中世篇 第四巻 除目抄・行類抄』汲古書院、二〇一二年）。なお料紙は書状の再利用で、いずれも楮紙を打紙せず文字はかすれ気味である。関連箇所寸法のみ掲げると、順に第一八紙（縦二七・四cm×横四四・七cm）・第一九紙（縦二六・五cm×横四一・三cm）・第二二紙（縦二七・一cm×横二五・〇cm）・第二三紙（縦二六・四cm×横二三・五cm）である。原本から写した広橋本（国立歴史民俗博物館H23364）・三条西本（東京大学史料編纂所S00571）のほか、後者を転写した柳原本（師富県召除目次第・西尾市岩瀬文庫103函163号）も現存するが、ここでの翻刻は自筆本を底本に、その欠損を広橋本および「魚書秘伝別抄」の対応記載で補った。
- (22) この部分、原本は前行から追込で写すが、元の史料から転写した際の誤写だろう。
- (23) 「後照念院関白、授^{（藤河冬平）}申後醍醐院之由被^{（冬平）}称之」（『玉英』暦応五年（一二三四）正月二十二日条）とあるように、鷹司冬平は後醍醐天皇に公事指導を行っていた。
- (24) 「揚名介事」（国立歴史民俗博物館H2311）と呼称される資料だが、内容は揚名介に関する情報に限る訳でないで、「魚秘抄・源語秘訣抜書」と称する方が妥当だろう。本資料は五紙からなり、寸法は第一紙（縦二四・四cm×横四二・三cm）・第二紙（縦二四・六cm×横四二・四cm）・第三紙（縦二四・七cm×横四二・三cm）・第四紙（縦二四・八cm×横四二・三cm）・第五紙（縦二四・七cm×横七・一cm）。本紙の前後に表紙と軸が付され、卷子装に仕立てられている。表紙は広橋本に共通する深緑色の厚紙（紙厚一三〇μm）で、題簽に外題が「叙一三五／左大臣（某）書状／綴合もとのま、」と記される。
- 本紙の奥側では、第五紙と軸の間に軸付紙（紙厚一五〇μm）が張られ、黒木の軸（縦二七・八cm×直径一・八cm）と連結する。継目（いずれも順継）の幅は、各紙の奥側で計測したが、いずれも三〜七mm幅の不定形。なお紙継目にあたる行は、いずれも両紙に跨がって書かれているので、紙を継いだうえで文字を書いていることが分かる。
- 紙質は楮紙で、罫目は二・三cm、糸目は一九〜二〇本／三cm・紙厚七〇〜八〇μmと共通する（ただし罫目は二cm程度まで狭まる箇所もある）。虫損・未蒸解繊維は多くないが、全体に未叩解繊維が少なくない。同一紙のなかでも紙厚に幅があるなど、漉きムラが目立つが（とくに第四紙）、罫目・糸目は各紙共通なので同一の簾で漉いた紙と判断される。繊維の流れは、表面で縦方向、裏面で方向性が弱いので、半流し漉き技法で漉かれた紙だろう。打紙加工をしない柔らかなめの質感の紙で、墨はややかすれ気味である。
- (25) 兼秀娘の一人として「後田明寺関白室」と付記された人物がみえる（『尊卑分脈』）。ただし兼冬は、氏長者となった直後、跡継ぎも残さず二十六歳で急死するなど（武井和人「一条家歌学の薄暮―一条兼冬素描の試み―」『中世古典籍学序説』和泉書院、二〇〇九年、初出二〇〇一年）現存情報の少ない人物なので、婚姻時期などの詳細は不明である。
- (26) 松沢克行「近世の家札について」（『日本史研究』三八七、一九九四年）。
- (27) 後半に挙がる「一、計歴申文事」「一、殊給申文事」の二項目を説明しておく。「計歴」とは、定例の県召除目でない時期に任命された地方官が、任初年を翌年にずらす処置である。「色葉字類抄」に「計歴（ケリヤク）」とある。「抑八月以後、臨時拜除之吏、自^{（ケリヤク）}明年被^{（ケリヤク）}計歴、先蹤多存」（『永保元年（一〇八一）六

月二十七日若狭守藤原通宗解』『平安遺文』一一八五」とあるように、年後半の任命で任初年を翌年と見なす慣行を「計歴」と称した。

「殊給」は、権利のない人物が任官希望者を推薦する際に用いる表現である。延喜八年京官除目で「敦美親王殊給」枠から任命された「備後権掾小貞生」が見えるので（『魚魯愚別録』巻第五）、すでに十世紀には存在していた慣行かもしれない。

この二項に挙がる申文のうち、①③は三条西公条「揚名介事計歴事勘文」に、また①④が広橋本『除秘』に引用される。また④を『大日本史料』(四一八元久二年正月二十九日条)が、野宮本『春除目略抄』から掲載する。このほか⑤は、内容的に「元亨四年十月十九日申文」(『魚魯愚抄』巻六改姓)と一連のものと考えられる。

(28) 一条兼良が「花鳥余情」で披露せずに保留した注を集成し一子相伝の書として残したもので、彼が作成した『源氏物語』注釈書のうち最も機密レベルが高い。写本系統は、一次本と二次本(増補版)に区分できるが、問題の箇所については諸本ともに字句・体裁にはば違いない。岩坪健「一条兼良の秘伝書類―源語秘訣」とその類書―(『源氏物語古注釈の研究』和泉書院、一九九九年、初出一九九九年)・前田註13論文を参照。

(29) 本来の『源語秘訣』揚名介項は、まず前半で「清慎公記」を引用した後、「今案。冷泉天皇は民部卿元方か怨霊によりて狂乱におはしましける時、外戚の人々(九条殿一族也)官位昇進等事を議定せしかは、小野宮殿、此時閑白にありながら、見処し給し故に、述懐し侍て、揚名閑白はやくやめらるへしと記せられ侍り」という文章を載せる。この部分が本抜書では「魚秘抄」との重複を避け省略される。なお当該項の記述が、『玉類抄』から採った『季部王記』を除き、『魚秘抄』の抄略であることは、渡辺註2論文を参照。

(30) 明治期の『一条家書籍目録』(東大史料編纂所PS4100/12・PS4100/105)に、該当する写本はみえないので、太平洋戦争で蔵書が焼失する以前に失われていた可能性が高い。

(31) 寸法は、縦二七・九×横二〇・四cm。表紙は、灰色地に茶色の横刷毛目。内表紙二丁と墨付三二丁(遊紙なし)からなる冊子を、紙縫で大和綴している。表紙には「魚秘抄(執筆要/月輪殿御抄)」「打付書」と、内表紙二丁表には「一校了」(右上)・「魚秘抄(月輪殿御抄/執筆要)」(左上)と、また内表紙二丁表には「魚秘抄(執筆要/月輪殿御抄)」「中央」とある。蔵書印は、本紙一丁表に「宮内省圖書印」(縦四・五×横四・四cm)・「葉室庫」(複郭縦四・六×横二・〇cm)・「重頼」(複郭陰刻縦三・〇×横二・九cm)が、本紙三二丁裏に「葉室」(複郭縦四・〇×横一・七cm)が見える。行取りは一一行/半丁。本文は全文同筆だが、奥書の筆跡とは異なる(あるいは筆耕による書写か)。

紙は、楮繊維を流し漉きしている。未蒸解繊維も混入するが、地合いはよい。質目は二二〜二三本/三cm(竹質)・糸目は三・五cm幅。薄紙が裏打ちしてあり紙厚は測定しにくいだが、七〇mm強程度か。適度に打紙され、墨ののりはよい。八丁以降は硬めでやや茶色が濃くなるが、厚めの紙を強く打紙した結果だろう。「本云」此一卷御抄者、故禪定殿下御筆也。魚秘抄(月輪殿御抄/納二大宗伯權)・漏脱事令「注釈」給、除書秘事・口伝、載在「斯卷」。当家重宝、雖二千金、何以如之哉。深藏「篋中」、敢莫「忽之」。縦雖「孫子」、非「継」家之器「者」、輒不「可」一見「者也」/「從」一位「判」(本奥書・三〇丁裏)三二丁表・「宝永元年(一七〇四)八月一日 権中納言「藤原重」(書写奥書・三二丁裏)とある。

葉室頼重(一六六九〜一七〇五)は、弁官や蔵人頭を経て参議、権中納言に至り、三七才で急死した人物である。この時期の彼の日記は現存せず、貸出側の一条兼輝(一六五二〜一七〇五)も中風で日記を中断していたため(平井誠二「江戸時代の公家の精神生活―一条兼輝を中心として」『大倉山論集』二五、一九八九年)、書写に至る経緯は不明である。本書が九条流の一条家・九条家に伝来したことは後述するが、頼重は一条冬良(一四六四〜一五二四)奥書本を書写している。一条家の蔵書を書写したことになる。葉室家は十八世紀の段階で九条家に仕えていたが(松沢註26論文)、頼重の代もそうであれば九条家から借覧すればよいはずで、この段階には一条家の家礼だった可能性も想定できる。あるいは一条家家礼と推定される橋本実松(頼重の実弟)を介して借覧したものか。

(32) 吉田早苗「大間成文抄」と『春除目抄』(『奈良平安時代史論集下』吉川弘文館、一九八四年)・同「春除目抄」と「秋除目抄」―九条良経の除目抄について―(『日本歴史』五一、一九九一年)。

(33) 前半には、長治二年(一一〇五)・永久四年(一一一六)・元永元(一一一八)・二年・保安元(一一二〇)・四年・保延三(一一三七)・四年・永治元年(一一四二)・久安四年(一一四八)・仁平二年(一一五二)・保元元(一一五六)・二年・承安四年(一一七四)・安元元(一一七五)・二年・治承元(一一七七)・四年・建久七年(一一九六)・承元二年(一二〇八)・建暦二年(一二二二)・寛喜二年(一二三〇)などの事例が挙がる。このうち、建暦・寛喜の事例は兼美・良経父子の死後、道家の代である。

(34) 後半冒頭に「請申文事」とあり、計一一の一つ書きが並ぶ。康保四年(九六七)・宝徳四年(二四五二)の史料が列挙されるが、おおよそ十三〜十五世紀の事例である。

○『魚秘抄』引用史料の年代一覧

項目名	引用事例の年代
三合申文事	永観二年(九八四)・応安三年(一二三〇)・元徳三年(一二三七)・宝徳四年(二四五二)

計歴申文事	建暦二年(一一二二)・建仁三年(一一二六)・元応二年(一一三〇)
殊給申文事	元久元年(一一〇四)・元亨二年(一一三二)
揚名介申文事	康保四年(九六七)・寛弘二年(一〇〇五)・弘長三年(一一六三)・康永元年(一一四二)・貞和二年(一一四六)・応永三年(一四二六)
内給一分代事	康平元年(一〇五八)・永保三年(一〇八三)・元亨四年(一一二四)
息子二合事	
大臣・納言転任年不待巡年申二合事	
大臣・納言献五節翌年給二合事	
公卿給当年二合兼当年給相並任之事	
二度掾・二度介事	
前官人下給公卿給事	暦応五年(一一四二)

- (35) 該当箇所を今川文雄校訂本(思文閣出版、一九八四年)は「奥秘抄」と翻刻するが、『大日本史料』(第四編十冊)に従い「魚秘抄」とすべきだろう。
- (36) 『清慎公記』当日条の内容については、渡辺滋「冷泉朝における藤原実頼の立場―『清慎公記』逸文を中心に―」(『日本歴史』七八七、二〇一三年)を参照。
- (37) 『吏部王記』については米田雄介・吉岡眞之編『吏部王記』(続群書類従完成会、一九七四年)などを、同記当日条の性格については渡辺註一二〇―四論文を参照。
- (38) まとまった写本としては、嘉禎三年(一一三七)条を載せる『実経大納言記』(蜂須賀家本)のほか、寛元四年(一一四六)条を載せる『一条関白藤実経公記』(歴代残闕日記 卷四二)などが現存する。このほか玉藻記・撰政実経公記などと称する写本や、『即位由奉幣礼服御覽等部類』(柳原家記録)・『御即位部類記』(三条家本)などの部類記にみえる逸文も含め、上記の範囲を大きく外れる写本はないので、中世後期頃までに失われた可能性が高い。なお『口筆』の名の由来は、「仰人多数被書之故、名為口筆也」(『桃華葉集』)当家相伝十二合文書事)つまり彼が日記を口述筆記させたことによる。
- (39) 高群逸枝「一条家」(『平安鎌倉室町家族の研究』国書刊行会、一九八五年)。
- (40) 藤原基房(一一四五―一一三〇、忠通息)のこと。彼の朝儀に関する知識については、田島公「公卿学系譜」の研究 平安・鎌倉期の公家社会における朝儀作法・秘事口伝・故実の成立と相承―(『禁裏公家文庫研究 三』思文閣出版、二〇〇九年)を参照。
- (41) 現存写本は、四種に分けられる。最も大部なのは一条兼良書写本で、『玉英記抄』(統史料大成)として刊行される。これが兼良自筆と認識されていたことは、『一条家書籍目録』(東京大学史料編纂所 RS4100/12)の「第九 御筆之物」に挙げられることから確認できる。なお同家蔵書の大半は、太平洋戦争末期の空襲で失われたが(水本浩典「令義解」の成立と「問答」『律令註釈書の系統的研究』

塙書房、一九九二年)、本書に関しては「後芬陀利華院関白記(一条経通記/足利末期写)一冊」(『弘文荘待賢古書目』二〇、一九五一年)が兼良自筆本そのものならば、焼失していないことになる。

現状では、元徳二年(一一三〇)～貞治四年(一一六五)の記事を、□□(前欠で不明)・神事・仏事・官位・拝賀・行幸・雑類行幸・公事・衣服・雑類・密宴・凶礼・雑類・詔勅草の計十四の部立に区分する。ただし「廿四雑類」・「廿五詔勅草」などがあるので、前欠部分で少なくとも十一部は失われているようである。なお天福元年三月二十九日条・弘安五年正月十五日条なども掲載されるが、これらは経通以前の当主の家記からの引用であろう。このほか、建武四年の光明天皇即位に関わる部類記「光明院御即位記」(続群書類従 卷二七四)・「後芬陀利華院関白藤経通公記」(歴代残闕日記 卷五七)や、「建武五年改元記」(和学講談所旧蔵本)、「一条家記装束抄出」(歴代残闕日記 卷五六)もある。ここで検討する抜書所引の貞和二年二月二十三日条は、これらに含まれない逸文である(ちなみに『玉英記抄』に同年正月六日・八日・二月十八日条がみえる)。

(42) 『光明院宸記』同年条(東山御文庫本)に四月・五月の記事はなく詳細不明だが、『玉英』(暦応五年正月二十二日・二十三日条(『玉英記抄』公事所引)にみえる経通から天皇への公事教示の延長線上に位置づけられるべき遣り取りだろう。

(43) これらの家記は応仁の乱はどうやらぐり抜けしたが、後の火事などもあって天文十二年(一五四三)の蔵書目録によれば、現存していたのは『玉英』の一部くらいで、『口筆』はすべて失われていた(小川註20論文)。このような変転の結果、本抜書に引かれた記事はいずれも逸文となった。

(44) 渡辺滋「藤原伊通による公事研究―平安後期の「揚名介」認識を中心に―」(吉村武彦編『日本古代の国家と王権・社会』塙書房、二〇一四年)。

(45) 時野合滋「魚書秘伝別抄」(『律令俸禄制度史の研究』吉川弘文館、一九七七年)。なお以上のうち、二条良基の貞和二年書状のみ「園太暦」該当記事が現存する。他の遣り取りも、日記からの抄出だろう(欠巻により記事との対応は十分に確認できない)。成立時期に関しては、前半部が延文元年(一一三六)から延文四年(一一三九)の間で、後半は前半成立後とする細谷勘資「魚書秘伝別抄」の考証と翻刻」(『中世宮廷儀式書成立史の研究』勉誠出版、二〇〇七年、初出一九九四年)の推定が妥当だろう。

(46) このうちでも、鷹司家から好意的な対応を受けているのが洞院家との姻戚関係の濃さによることは、松蘭齋「園太暦」(洞院公賢)―最後の王朝貴族―(元木泰雄・松蘭齋編『日記で読む日本中世史』ミネルヴァ書房、二〇一一年)の指摘を参照。

(47) 渡辺註2論文。

(48) 康富が清原良賢の弟子であることや、浄居庵(良賢の隠居所)詣を常として

いたことについては、橋口裕子「中原康富と清原家との関わり」(『国文学攷』一九九八年)を参照。日記は『除目抄』にも引用されるが、師富との血縁関係はないようである。

(49) 大外記・明法博士を勤め、『古文尚書』・『毛詩』講釈に定評があった。足利行述「南北朝時代 博士家」(『鎌倉室町時代の儒教』日本古典全集刊行会、一九三二年)を参照。

(50) 池田和臣「源氏物語の秘説と後小松上皇」新出「三条西実条筆『兼宣公記』逸文」について(『文学』五十六、二〇〇四年)は、三条西家旧蔵写本をもとに言及するが、『兼宣公記』同日条は現存し、『大日本史料』(第七編三三二冊)にも翻刻されている。

(51) 宮川葉子『改訂新版 三条西実条と古典学』(風間書房、一九九九年)などを参照。ただし、より内輪の講釈の場では、実隆がこれより詳しい情報を披露していた可能性もある。相手によって伝受情報の質・量に格差を設ける対応は、中世に広く見られたものだったからである(岩坪健「源氏物語の二段階伝授について」河内方と四辻善成・一条兼良をめぐる一「源氏物語古注釈の研究」和泉書院、一九九九年、初出一九九九年)。

(52) 伊井春樹『長珊問書』(源氏物語抄)について(『連歌と中世文芸』角川書店、一九七七年)同「兼良の源氏学の形成―二条家の秘説から『花鳥余情』の成立へ―」(『源氏物語注釈史の研究 室町前期』桜楓社、一九八〇年)。

(54) 本文は『早稲田大学所蔵 荻野研究室収集文書』で翻刻され、画像は「早稲田大学古典籍総合データベース」で公開されるので参照されたい。各紙の寸法は、第一紙(縦二七・六cm×横四二・六cm)・第二紙(縦二七・八cm×横四二・八cm)・第三紙(縦二七・八cm×横四二・二cm)・第四紙(縦二七・八cm×横四二・八cm)・第五紙(縦二七・八cm×横四二・八cm)・第六紙(縦二七・八cm×横四二・四cm)・第七紙(縦二七・八cm×横四二・七cm)・第八紙(縦二七・八cm×横四二・四cm)となっている。なお第八紙奥に軸付の形跡がないので、かつては軸なしだった可能性が高い。継目は〇・三〇・四cmの幅(順継)で、各紙の紙継ぎを跨いだ虫損が複数見られる。ただし、第六〜七紙・第七〜八紙のように形状的にも内容的にも連続する箇所ですら欠損形状が正確に連続しないのは、化粧断ちの結果だろう。

これらの八紙は、現状で継がれている順に読んでも意味をなさない。そこで紙質を検討すると、各紙ともに楮織維で漉いた紙に、弱い打紙加工がなされており墨の乗りは悪くない点で共通するが、全体で三種に分かれることが確認できる。まずA群として、漉きムラが目立ち、未蒸解織維・非織維混入物が多く(洗濯作業が雑)、虫損が目立つ紙がある。紙厚は一六〇〜一八〇μm(第一・二・五紙)。またB群として、漉きムラがあり、未蒸解織維が含まれる紙がある。紙厚は一八〇〜一九〇μm(第四紙)。そしてC群として、漉きムラが目立たず、未叩

解織維が含まれる紙がある。紙厚は一六〇〜一八〇μm(第三・六・七・八紙)。文字サイズ・字配りなど形態上の特徴や、内容上の切れ目も以上の三分類と一致するので、この三つは成立時の区分としてよい。

ただし欠損の形状で分類すると、第一・二紙と第四・五紙と第三・六・七・八紙という三群に分類される。伝来の過程で、A群末尾から剥離した紙を、B群末尾に継ぐ錯簡が発生した結果だろう。さらに現状では第一〜八紙の順になっているので、C群の冒頭から剥離した紙をA群の末尾に継ぐ錯簡も生じたことになる(ただし第一・二紙と第三紙の欠損は連続していないので、こうした錯簡が生じたのはかなり後だろう)。

なお、内側から外側に向かって間隔を広げる(紙を連続して筒状に丸めて保管する際に生じる)欠損以外にも、第一・二紙には同一箇所に欠損が存在する。つまり連続する以前、両紙を重ねて保管していた段階があったことになる。第一紙のみ変色が強いのも、この段階で一番上になって重ねられていたことの反映であろう。ただしC群は、A群・B群と異なり、紙継目を無視して文章が書写されているので、当初から継がれていた可能性が高い。

(55) この史料の性格については、渡辺滋「平安中期における地域有力者の存在形態―河内国における源訪を事例として―」(『上智史学』五九、二〇一四年)を参照。渡辺註2論文。

(56) なお書状の差出人については、自署の形状から「(西園寺)公藤」(『早稲田大学所蔵 荻野研究室収集文書上』吉川弘文館、一九七八年)・「(正親町三条)公雅」(小川註1論文)などの想定がある。写から判断するのは難しいが、字形のみを問題にするならば「(西園寺)公名」の可能性も十分にある。なお書状の宛先に関しては、もし小川論文の想定するように坊門少将が二条家の家札を勤めていた人物だとすれば、二条家ということになる。その場合、B群は二条家から流出した情報である可能性も想定できるが、註54で前述した通り、B群の性格が本卷子全体に及ぶとする小川論文の想定は成り立たない。

(57) 近世の三条西家は、どの撰家にも仕えない「非門流」に分類される。こうしたありかたが中世まで遡るとすれば、公条は家札として閲覧を許されたわけではないことになる。

(58) 「三合」は、複数の年官格を合体させ高位の官職への推薦権を行使できる「二合」を更に発展させたもの。「江家次第」(第四正月 除目)は、大臣の年官給数に触れた箇所、「大臣或三合任介(云々)。但未見其例」とし、「三合、合二目一人・史生一人」為二合、申三分掾也。亦合二目一人・史生二人、為三合一、申四分介。永観二年二条関白頼忠出三合申文(云々)」と付記する。また『長兼蟬魚抄』所引「行抄」は、同じ箇所「三合或成任介」と言及する(ただし同一書であるはずの広橋本『敍除拾要』に対応記載は存在しない)。参考までに、

業室本『魚秘抄』・広橋本『除秘』・同『県召除目申文案』などに見える「永観二年（九八四）三月藤原頼忠申文」を掲げておく（『魚秘抄』と他書の異同は傍記）。
正六位上橘朝臣連枝（右京人）
望諸国介

右、天元年給二合、以三宗岳有理^{（然止）}申三任常陸掾。而停^{（然止）}二件有理、当年給三合可^{（然止）}被^{（然止）}任^{（然止）}諸国介^{（然止）}之状、所^{（然止）}請如^{（然止）}件。

永観二年正月 日 太政大臣從一位藤原朝臣頼忠

(60) 計歴に関して『魚秘抄』が挙げる三例（建仁三年・建暦二年・元応二年）のうち、二例（建仁三年・元応二年）は「鷹司殿御抄」にも見える。おそらく諸家に蓄積された情報は独自に集積したものでなく、何らかの類似の典籍から抜書した可能性が高い。除目の事例をまったく無作為に抽出したとすれば、このような同質性が生じることあるまい。

(61) 業忠は、清家中興の祖と称された人物である。足利行述「室町時代京学博士家」（『鎌倉室町時代之儒教』日本古典全集刊行会、一九三二年）などを参照。

(62) 彼の揚名介研究に関しては、宮川葉子「揚名介事一紙」（『改訂新版 三条西実隆と古典学』風間書房、一九九九年）を、徳大寺・三条西家間の典籍借貸については、田島公「尊経閣文庫所蔵『春玉秘抄』解説」（『尊経閣善本影印集成四九無題号記録・春玉秘抄』八木書店、二〇一一年）を参照。

(63) ①で触れた「禅光院相国抄」を指す可能性も否定はできない。その場合、この卷子に含まれる情報のうちから候補を選ぶとすれば、A群を指す可能性も生じてこよう。

(64) 本勘文と『原中最秘抄』の関連は、小川註1論文を参照。

(65) ただし原本を見る限り、現状では位置がずれている押紙もある点は注意を要する。

(66) このほか他書への引用や、抄写によって確認した情報という可能性も想定されよう。

(67) 中院家における『源氏物語』研究に関しては、井上宗雄「也足軒・中院通勝の生涯」（『国語国文』四〇―四二、一九七一年）・重松信弘「中院家と熊沢蕃山との研究」（『増補新致源氏物語研究史』風間書房、一九八〇年）・日下幸男「後水尾院歌壇の源語注釈」（『源氏物語古注釈の世界』汲古書院、一九九四年）などを参照。

(68) 伊勢貞丈「揚名介」・小山田与清「揚名考」を代表に、安藤為章「年山紀聞」・野宮定基「謙亭筆記」・平直方「夏山雑談」・北村久備「勇魚鳥」などがある。『源氏物語』注釈でも、契沖「源註拾遺」・壺井義知「源氏男女官職私考」・賀茂真淵「三合説源氏物語揚名介考」・石川雅望「源註余滴」・同「ねざめのすさび」など枚挙にいとまがない。

（明治大学文学部兼任講師）
（二〇一三年二月一七日受付、二〇一四年七月二八日審査終了）

Research on Katsuhide Hirohashi : As an Example of the Recognition of “*Yomei No Suke*” on Aristocratic Society during the Middle Ages

WATANABE Shigeru

There have been several studies on honorary official posts arisen during the Nara and Heian period. These studies, however, focused mainly on the investigation of institutions covering relevant historical materials and a true picture of “*yomei no suke*”, neglecting the analysis of its developmental process. Therefore, this article clarifies the development of relevant studies on Japanese aristocratic society during the Middle Ages by focusing on the case of the Hirohashi family whose relevant materials are left in large numbers. Several studies conducted by Kanehide Hirohashi (1506–1567) were addressed. I unraveled the Hirohashi family’s accumulation of information and research development which had been not explored by detecting and analyzing relevant materials of old book collection of the Hirohashi family collected by Kanehide which are kept in the National Museum of Japanese History. The analysis revealed that materials collected by Kanehide were not only the ones of the Hirohashi family but also the ones brought by other aristocratic families nearby. Therefore, I examined the research development on other nearby families such as Ichijyo family and Sanjonishi family in order to compare the study on the Hirohashi family with the one on other nearby families. The analysis of developmental process of other relevant studies on aristocratic society during the Middle Ages confirmed that researches on several families were related to one another systematically and the studies of Kanehide Hirohashi drew significant influence from the research on Ichijo family. This analysis confirmed that the interpretation handed down to the retired emperor Gomizunoo in the early modern period was formed through these endeavors during the Middle Ages.

Key words: Hirohashi Kanehide, Hirohasi Family, *Youmei no Suke*, Gyohisyo, Ichijyo Kanera